

第五部 参考資料（関連法令訳）

参考資料 1: 中華人民共和国社会保険法

2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回会議にて可決

目次

- 第1章 総則
- 第2章 基本養老保険
- 第3章 基本医療保険
- 第4章 労働災害保険
- 第5章 失業保険
- 第6章 出産保険
- 第7章 社会保険料の徴収および納付
- 第8章 社会保険基金
- 第9章 社会保険の取扱
- 第10章 社会保険の監督
- 第11章 法的責任
- 第12章 附則

第1章 総則

第1条 社会保険関係を規範化し、公民が社会保険に加入し、社会保険待遇を享受する合法的な権利・利益を保護し、公民に発展の成果を共に享受させ、社会の調和と安定を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 国は、基本養老保険、基本医療保険、労働災害保険、失業保険、出産保険等の社会保険制度を確立し、公民が高齢、罹患、労働災害、失業、出産等の状況において、法により国および社会から物質的な援助を受ける権利を保障する。

第3条 社会保険制度は、広範な普及、基本の保障、多重構造、持続可能という方針を堅持する。社会保険の水準は、経済社会の発展水準にふさわしいものでなければならない。

第4条 中華人民共和国国内における雇用単位および個人は、法により社会保険料を納付し、納付記録、個人の権利・利益記録を照会し、社会保険取扱機関に対し、社会保険相談等の関係サービスを提供するよう求める権利を有する。
個人は、法より社会保険待遇を享受し、所属単位が本人のために納付する状況を監督する権利を有する。

第5条 県級以上の人民政府は、社会保険事業を国民経済および社会発展の計画に組み入れ

る。

国は、多くのルートから社会保険資金を調達する。県級以上の人民政府は、社会保険事業に対して必要な経費につき、サポートを与える。

国は、税収優遇政策を通じて社会保険事業を支持する。

第6条 国は、社会保険基金に対して厳格な監督管理を実行する。
国務院および省、自治区、直轄市の人民政府は、社会保険基金の監督管理制度を確立、整備し、社会保険基金の安全かつ有効な運用を保障する。
県級以上の人民政府は、措置を講じて、社会各界が社会保険基金の監督に参加するよう奨励し、支持する。

第7条 国務院社会保険行政部門は、全国社会保険の管理業務を担当する。国務院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で、関連する社会保険業務を担当する。
県級以上の地方人民政府社会保険行政部門は、当該行政区域における社会保険管理業務を担当する。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で関連する社会保険業務を担当する。

第8条 社会保険取扱機関は、社会保険サービスを提供し、社会保険の登記、個人の権利・利益に係わる記録、社会保険待遇の支給等の業務を担当する。

第9条 労働組合は、法により従業員の合法的な権利・利益を保護し、社会保険に関する重大事項の検討に参画し、社会保険監督委員会に参加し、従業員の社会保険の権利・利益に係わる事項を監督する権利を有する。

第2章 基本養老保険

第10条 従業員は、基本養老保険に加入しなければならない。雇用単位および従業員は、基本養老保険料を分担して納付する。

第11条 基本養老保険は、社会的統一運営と個人口座を結合して実行する。
基本養老保険基金は、雇用単位および個人による納付並びに政府の手当等により構成される。

第12条 雇用単位は、国が規定した当該単位の従業員の賃金総額の割合により基本養老保険料を納付し、基本養老保険統一運営基金に計上しなければならない。
従業員は、国が規定した本人の賃金の割合により基本養老保険料を納付し、個人口座に計上しなければならない。

労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で基本養老保険に加入していない非正規従業員、およびその他フレックスタイム制で就労する者が基本養老保険に加入する場合は、国の規定に基づき、基本養老保険料を納付し、基本養老保険の社会統一運営基金および個人口座にそれぞれ計上しなければならない。

第13条 国有企業、事業単位の従業員が基本養老保険に加入する前については、納付年数と

みなされる期間につき納付すべき基本養老保険料は政府が負担する。
基本養老保険基金からの支給が不足する場合、政府は手当を与える。

第 14 条 個人口座から事前に引き出してはならない。金利は銀行の定期預金金利を下回ってはならず、利子税を免除する。個人が死亡した場合は、個人口座にある残高は相続することができる。

第 15 条 基本養老金は、統一運営養老金および個人口座養老金により構成される。
基本養老金は、個人の累計納付年数、(基数となる)納付賃金額、当該地区の従業員の平均賃金、個人口座の残高、都市人口の平均予想寿命等の要素によって確定される。

第 16 条 基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が満 15 年である場合は、基本養老金を毎月受給する。
基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が 15 年に満たない場合には、満 15 年となるまで納付し、基本養老金を毎年受給することができる。また、新型農村社会養老保険又は都市住民社会養老保険に転入し、国務院の規定に従って、相応の養老保険待遇を享受することもできる。

第 17 条 基本養老保険に加入した個人が罹病又は業務外の原因によって死亡した場合、その遺族は葬儀補助金および弔慰金を受給することができる。法定退職年齢に達する前に、罹病又は業務外の原因によって負傷し、完全に労働能力を喪失した場合には、病気・後遺障害手当金を受給することができる。必要な資金は基本養老保険基金から支給される。

第 18 条 国は、基本養老保険金の正常な調整メカニズムを確立する。従業員の平均賃金の増加、物価上昇の状況によって、基本養老保険待遇を適時引き上げる。

第 19 条 個人が統一運営地域をまたがって就業する場合、その基本養老保険関係は本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。個人が法定退職年齢に達した際には、基本養老金は段階を分けて計算し、まとめて支給する。具体的な弁法は国務院が規定する。

第 20 条 国は、新型農村社会養老保険制度を確立し、整備する。
新型農村社会養老保険は、個人による納付、集団による補助および政府による手当を結合して実行する。

第 21 条 新型農村社会養老保険待遇は、基本養老金と個人口座養老金により構成される。
新型農村社会養老保険に加入した農村住民は、国の規定する条件に合致する場合、毎月、新型農村社会養老保険待遇を受給する。

第 22 条 国は、都市住民の社会養老保険制度を確立し、整備する。
省、自治区、直轄市人民政府は、実情に基づき、都市住民の社会養老保険と新型農

村社会養老保険を併せて実施することができる。

第3章 基本医療保険

第23条 従業員は、従業員基本医療保険に加入し、雇用単位と従業員は、国の規定に基づいて、基本医療保険料を分担して納付しなければならない。

労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で従業員基本医療保険に加入していない非正規従業員およびその他のフレックスタイム制で就労する者は、従業員基本医療保険に加入することができ、個人が国の規定により基本医療保険料を納付する。

第24条 国は、新型農村合作医療制度を確立し、整備する。

新型農村合作医療の管理弁法は、国務院が規定する。

第25条 国は、都市住民基本医療保険制度を確立し、整備する。

都市住民基本医療保険は、個人による納付金と政府による手当を結合して実行する。

最低生活保障を享受する者、労働能力を喪失した身体障害者、低収入家庭の満60歳以上の高齢者および未成年者等が個人にて納付する必要のある部分については、政府が手当を与える。

第26条 従業員の基本医療保険、新型農村合作医療および都市住民基本医療保険の待遇基準は、国の規定に従って執行する。

第27条 従業員基本医療保険に加入した個人が法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が国の規定する年数に達している場合、退職後は基本医療保険料を納付せずに、国の規定に基づいて基本医療保険待遇を享受する。国の規定する年数に達していない場合には、国の規定する年数まで納付することができる。

第28条 基本医療保険の薬品目録、診療項目、医療サービス施設の基準および急診、緊急救助に合致する医療費は、国の規定に基づいて、基本医療保険基金より支給する。

第29条 保険加入者の医療費のうち、基本医療保険基金より支給すべき部分については、社会保険取扱機関が医療機関、薬品事業者と直接精算する。

社会保険行政部門と衛生行政部門は、保険加入者が基本医療保険待遇を享受するに便利なように、遠隔地診療医療費用の精算制度を確立しなければならない。

第30条 以下の医療費は、基本医療保険基金の支給範囲に組み入れない。

- (1) 労働災害保険基金から支給すべきもの
- (2) 第三者が負担すべきもの
- (3) 公共衛生が負担すべきもの
- (4) 国外で診療したもの

法により第三者が医療費を負担すべきでありながら、第三者が医療費を支給しな

いか又は第三者を確定できない場合は、基本医療保険基金から先に支給する。基本医療保険基金から先に支給した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 31 条 社会保険取扱機関は、社会保険管理サービスの必要性に基づき、医療機関、薬品事業者とサービス契約を締結し、医療サービス行為を規範化することができる。

医療機関は、保険加入者に合理的かつ必要な医療サービスを提供しなければならない。

第 32 条 個人が統一運営地域を越えて就労する場合は、その基本医療保険関係は本人と共に移転し、納付の年数は累計して計算する。

第 4 章 労働災害保険

第 33 条 従業員は、労働災害保険に加入しなければならない。雇用単位が労働災害保険料を納付し、従業員は労働災害保険料を納付しない。

第 34 条 国は、各業界の労働災害のリスクの程度に基づき、業界の差別料率を確定し、かつ、労働災害保険基金の使用および労働災害の発生率等の状況に基づき、各業界内における料率等級を確定する。業界差別料率および業界内料率等級については、国務院の社会保険行政部門が制定し、国務院に報告し批准を受けた後に公布し、施行する。社会保険取扱機関は、雇用単位による労働災害保険基金の使用、労働災害の発生率および所属する業界の料率等級等の状況に基づき、雇用単位が納付する料率を確定する。

第 35 条 雇用単位は、当該単位の従業員の賃金総額により、社会保険取扱機関が確定した料率に基づいて、労働災害保険料を納付しなければならない。

第 36 条 従業員が業務に起因する事故傷害を受けたか、又は職業病に罹患し、かつ労働災害と認定された場合は、労働災害保険待遇を享受する。そのうち、労働能力の鑑定により労働能力の喪失が確認された場合は、後遺障害待遇を享受する。
労働災害の認定および労働能力の鑑定は、簡易かつ便利でなければならない。

第 37 条 従業員が次に掲げる事由のいずれかによって、業務中に負傷又は死亡した場合、労働災害と認定しない。

- (1) 故意に罪を犯したとき
- (2) 飲酒又は麻薬を吸引したとき
- (3) 自傷又は自殺したとき
- (4) 法律、行政法規が規定するその他の状況

第 38 条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて、労働災害保険基金より支給する。

- (1) 労働災害を治療するための医療費とリハビリ費用
- (2) 入院食事補助費

- (3) 統一運営地域外において受診した場合の交通および食事宿泊費用
- (4) 後遺障害補助器具の据付・配置に要する費用
- (5) 自活できない場合に、労働能力鑑定委員会が確認した生活看護費
- (6) 一括性の後遺障害補助金および1級から4級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (7) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括性の医療補助金
- (8) 業務に起因し死亡した場合に、その遺族が受給する葬儀補助金、扶養親族弔慰金および業務に起因する死亡補助金
- (9) 労働能力鑑定費用

第39条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて雇用単位が支給する。

- (1) 労働災害治療期間の賃金と福祉
- (2) 5級および6級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (3) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括性の後遺障害就職補助金

第40条 労働災害を被った従業員が基本養老金を受給する条件に合致する場合、後遺障害手当の支給を停止し、基本養老保険待遇を享受する。基本養老保険待遇が後遺障害手当を下回る場合は、労働災害保険基金から差額を補填する。

第41条 従業員が所属する雇用単位が法により労働災害保険料を納付せず、労働災害事故が発生した場合は、雇用単位が労働災害保険待遇を支給する。雇用単位が支給しない場合、労働災害保険基金から先に支給する。

労働災害保険基金から先に支給した労働災害保険待遇は雇用単位が返還しなければならない。雇用単位が返還しない場合、社会保険取扱機関は本法第63条の規定により求償することができる。

第42条 第三者が原因で労働災害が発生し、第三者が労働災害による医療費を払わないか、又は第三者を確定できない場合、労働災害保険基金から先に支給する。労働災害保険基金から先に支給した後、第三者に求償する権利を有する。

第43条 労働災害を被った従業員に以下の状況のいずれがある場合、労働災害保険待遇の享受を停止する。

- (1) 待遇を享受する条件を喪失した場合
- (2) 労働能力の鑑定を拒絶した場合
- (3) 治療を拒絶した場合

第5章 失業保険

第44条 従業員は、失業保険に加入しなければならない。雇用単位および従業員は、国の規定に基づいて、失業保険料を分担して納付する。

第45条 失業者が次の各号に掲げる条件に合致する場合は、失業保険基金から失業保険金を受給する。

- (1) 失業前に雇用単位と本人が1年以上失業保険料を納付したとき
- (2) 本人の意思によらずに就業を中断したとき
- (3) 失業登記手続を済ませ、かつ就職を希望しているとき

第46条 失業者が失業する前の雇用単位および本人による累計納付期間が1年以上5年未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長12ヵ月とする。累計納付期間が5年以上10年未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長18ヵ月とする。累計納付期間が10年以上の場合は、失業保険金を受給する期間は最長24ヵ月とする。新たに就業した後に、再び失業した場合には、納付期間を新たに計算するものとし、失業保険金を受給する期間は、前回の失業において受給すべきであったが受給していない失業保険金の期間と合算し、最長で24ヵ月を超えないものとする。

第47条 失業保険金の基準については、省、自治区および直轄市の人民政府が確定し、都市住民最低生活保障基準を下回ってはならない。

第48条 失業者は、失業保険金を受給する期間において、従業員基本医療保険に加入し、基本医療保険待遇を享受する。
失業者が納付すべき基本医療保険料は失業保険基金から支給し、個人は基本医療保険料を負担しない。

第49条 失業者が、失業保険金を受給する期間に死亡した場合は、当該地域の在職中の従業員の死亡に係わる規定を参照し、その遺族に対し一括性の葬儀補助金および弔慰金を支給する。必要な資金は、失業保険基金から支給する。
死亡した個人が、基本養老保険の葬儀補助金、労働災害保険葬儀補助金および失業保険葬儀補助金を受給する条件を同時に満たす場合には、その遺族はその中の一つのみを選び受給することができる。

第50条 雇用単位は、失業者のため遅滞なく労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行し、かつ、労働関係を終了又は解除した日から15日以内に失業者の名簿を社会保険取扱機関に報告しなければならない。
失業者は所属単位が発行した労働関係を終了又は解除した旨の証明書を持参し、遅延なく指定された公共就職サービス機関にて失業登記の手続を行わなければならない。
失業者は、失業登録証明書と個人身分証明書を以って、社会保険取扱機関にて失業保険金の受給手続を行う。失業保険金の受給期間は失業登記を行った日より起算する。

第51条 失業者が失業保険金を受給する期間内において、以下の状況のいずれかに該当する場合は、失業保険金の受給を停止し、かつ、同時にその他の失業保険待遇の享受を停止する。

- (1) 新たに就業した場合
- (2) 徴兵に応じて兵役に服した場合
- (3) 国外に転居した場合

- (4) 基本養老保険待遇を享受した場合
- (5) 正当な理由なく当該地区の人民政府の指定する部門あるいは機関の紹介する適切な業務又は提供する研修を拒絶した場合

第 52 条 失業者が統一運営地地域をまたがって就業した場合は、その失業保険関係は、本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。

第 6 章 出産保険

第 53 条 従業員は出産保険に加入しなければならない。雇用単位は国の規定に基づいて出産保険料を納付し、従業員は出産保険料を納付しない。

第 54 条 雇用単位がすでに出産保険料を納付している場合、その従業員は出産保険待遇を享受する。従業員の未就業の配偶者は、国の規定に基づいて出産医療費待遇を享受する。必要な資金は出産保険基金から支給する。
出産保険待遇には、出産医療費と出産手当金を含む。

第 55 条 出産医療費には、次の各項を含むものとする。

- (1) 出産に係わる医療費
- (2) 計画出産に係わる医療費
- (3) 法律および法規が規定するその他の費用

第 56 条 従業員は、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、国の規定に基づいて出産手当を享受することができる。

- (1) 女子従業員が出産休暇を享受するとき
- (2) 計画出産の手術のため休暇を享受するとき
- (3) 法律および法規が規定するその他の事由

出産手当は、従業員が所属する雇用単位の前年度従業員月平均賃金により、計算、支給される。

第 7 章 社会保険料の徴収および納付

第 57 条 雇用単位は、設立した日から 30 日以内に営業許可証、登記証書又は社印をもって、当該地区の社会保険取扱機関に社会保険の登記を申請しなければならない。社会保険取扱機関は、申請を受理した日から 15 日以内に審査許可をして、社会保険登記証書を発行しなければならない。

雇用単位が社会保険登記事項に変更が発生したか、又は法により終了した場合には、変更又は終了の日から 30 日以内に社会保険取扱機関にて社会保険登記の変更又は抹消をしなければならない。

工商行政管理部門、民政部門および機関編成管理機関は、遅滞なく社会保険取扱機関に雇用単位の設立および終了状況を通知・報告しなければならない。公安機関は遅滞なく社会保険取扱機関に個人の出生、死亡および戸籍登記、移転、抹消等の状況を通知・報告しなければならない。

第 58 条 雇用単位は、採用の日から 30 日以内にその従業員のために社会保険取扱機関に社会保険登記を申請しなければならない。社会保険登記を行わない場合は、社会保険取扱機関により納付すべき保険料の査定を受けなければならない。

自発的に社会保険に加入する労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で社会保険に加入していない非正規従業員、およびその他のフレックスタイム制就労者は、社会保険取扱機関に社会保険登記を申請しなければならない。

国は、全国で統一された個人社会保障番号を確立する。個人社会保障番号は公民の身分証番号とする。

第 59 条 県級以上の人民政府は、社会保険料の徴収業務を強化する。

社会保険料は統一的に徴収し、実施の段取りおよび具体的な弁法は国務院が規定する。

第 60 条 雇用単位は、社会保険料を自ら申告し、期限通りに満額納付しなければならない。不可抗力等の法定事由によらずに、延期、減免をしてはならない。従業員が納付すべき社会保険料は雇用単位が代理控除し、代理納付する。雇用単位は、毎月社会保険料を納付した詳しい状況を本人に知らせなければならない。

労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で社会保険に加入していない非正規従業員、およびその他のフレックスタイム制で就労する者は、直接社会保険料徴収機関に社会保険料を納付することができる。

第 61 条 社会保険料徴収機関は、法律により、期限通りに社会保険を満額徴収し、かつ定期的に雇用単位と個人に納付の状況を知らせなければならない。

第 62 条 雇用単位が規定に基づいて、納付すべき社会保険料の金額を申告しない場合は、当該単位の前月の納付額の 110%により納付すべき金額を確定する。納付単位が追って申告の手続をした後、社会保険料徴収機関は規定に基づいて精算する。

第 63 条 雇用単位が期限通りに社会保険料を満額納付しない場合、社会保険料徴収機関は雇用単位に対して、期限を定めて納付又は追納するよう命じる。

雇用単位が期限を過ぎても、社会保険料を満額納付しないか、又は追納しない場合、社会保険料徴収機関は銀行又はその他の金融機関にて雇用単位の預金口座を調査することができ、かつ県級以上の関係行政部門に対して、社会保険料を割当支出する決定を下し、その口座開設銀行又はその他の金融機関に社会保険料を割当支出する旨を書面にて通知するよう申立てることができる。雇用単位の口座の残高が納付すべき社会保険料を下回る場合、社会保険料徴収機関は当該雇用単位に担保を提供し、納付延期契約を締結するよう要求することができる。

雇用単位が社会保険料を満額納付せず、かつ担保を提供しない場合、社会保険料徴収機関は人民法院に納付すべき社会保険料に相当する価値の財産を差押え、封印、競売するよう申し立て、競売による所得を社会保険料に充当することができる。

第8章 社会保険基金

第64条 社会保険基金には、基本養老保険基金、基本医療保険基金、労働災害保険基金、失業保険基金および出産保険基金を含む。各社会保険基金は社会保険の種類毎に口座を開設し、口座毎に計算して、国の統一会計制度を執行する。

社会保険基金は、専用資金として使用する。いかなる組織又は個人もこれを横領し、流用してはならない。

基本養老保険基金は、徐々に全国的な統一運営を行う。その他の社会保険基金は徐々に省級の統一運営を行い、具体的な時間および段取りは、国務院により規定する。

第65条 社会保険基金は、予算により収支のバランスを実現する。

県級以上の人民政府は、社会保険基金が支給不足に陥った場合、手当を与える。

第66条 社会保険基金は、統一運営のレベルにより予算を設定する。社会保険基金の予算は、社会保険項目により別々に編成する。

第67条 社会保険基金の予算、決算案の編成、審査および認可は、法律および国務院の規定により執行する。

第68条 社会保険基金は、財政専用口座に預け入れるものとし、具体的な管理弁法は国務院により規定する。

第69条 社会保険基金は、安全な運用を保証することを前提として、国務院の規定により投資・運用して、基金の価値の維持又は上昇を実現する。

社会保険基金は規定に違反して投資・運用してはならず、その他の政府予算のバランスをとるために用いてはならず、事務取扱場所の建設、改築に用いてはならず、人件費、運営費、管理費の支払いに用いてはならず、法律、行政法規の規定に違反してその他の用途に使ってはならない。

第70条 社会保険取扱機関は、定期的に社会保険の加入状況および社会保険基金の収入、支出、残高、収益状況を社会に公表しなければならない。

第71条 国は、全国社会保障基金を設置し、全国社会保障基金は中央財政予算割当金および国務院が認可したその他の方法により調達する資金により構成され、社会保障支出の補充、調節に用いる。全国社会保障基金は、全国社会保障基金管理運用機関がその管理・運用に責任を負い、安全な運用を保証することを前提として、価値の維持又は上昇を実現する。

全国社会保障基金につき、定期的に収支、管理および投資・運用に関する状況を社会に公表しなければならない。国務院財政部門、社会保険行政部門、監査機関は、全国社会保障基金の収支、管理および投資・運用に関する状況について監督を実施する。

第9章 社会保険の取扱

第72条 統一運営地域に、社会保険取扱機関を設立する。社会保険取扱機関は業務の必要により、所在地の社会保険行政部門および機関編成管理機関の認可を経て、当該統一経営地域に出先機関およびサービスステーションを設立することができる。社会保険取扱機関の人件費および社会保険を取り扱う際に発生した基本運営費、管理費は、同級財政部門が国の規定により保障する。

第73条 社会保険取扱機関は、業務、財務、安全およびリスク管理制度を確立し、整備しなければならない。

社会保険取扱機関は、期限通りに社会保険待遇を満額支給しなければならない。

第74条 社会保険取扱機関は、業務の取り扱い、統計、調査を通じて社会保険業務に必要なデータを取得する。関係する単位および個人は、遅滞なく、事実のとおりにデータを提供しなければならない。

社会保険取扱機関は、遅滞なく雇用単位のために、人事ファイルを作成し、社会保険に加入した者、納付等に関する社会保険データを完全かつ正確に記録し、登記、申告の元となる証憑および支払精算の会計証憑を適切に保管しなければならない。

社会保険取扱機関は、社会保険に加入した個人による納付および雇用単位による個人のための納付、並びに享受する社会保険待遇等の個人の権利・利益について、遅滞なく、完全かつ正確に記録し、定期的に個人の権利・利益の記録書を無料で本人に郵送しなければならない。

雇用単位および個人は、その納付および享受する社会保険待遇に関する記録について、無料で社会保険取扱機関に問い合わせ、確認し、社会保険取扱機関に社会保険問い合わせ等の関係サービスを提供するよう要求することができる。

第75条 全国社会保険情報システムは、国の統一的な計画により、県級以上の人民政府が「各級ごとに責任を負う」ことを原則として共に確立する。

第10章 社会保険の監督

第76条 各級の人民代表大会常務委員会は、同級人民政府から社会保険基金の収支、管理、投資・運用および監督検査状況に関する特定項目の業務報告をヒアリングして、審議し、本法の実施状況に対して、法律執行の検査等を組織し、法により監督の職権を行使する。

第77条 県級以上の人民政府社会保険行政部門は、雇用単位および個人に対して社会保険に係わる法律、法規の遵守状況の監督、検査を強化しなければならない。

社会保険行政部門が監督、検査を実施する際、検査を受ける雇用単位および個人は社会保険に関する資料を事実のとおりに提供しなければならない。検査を拒絶するか、又は虚偽の報告をし、事実を隠匿してはならない。

- 第 78 条 財政部門、監査機関は、各自の職責により、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況に対して監督を実施する。
- 第 79 条 社会保険行政部門は、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を監督、検査し、問題を発見した場合は、改善案を提出し、法により処理の決定を下すか、又は関係行政部門に処理案を提出しなければならない。社会保険基金の検査結果は、定期的に社会に公表しなければならない。
- 社会保険行政部門は、社会保険基金に対して監督・検査を実施し、次の措置を講じる権限を有する。
- (1) 社会保険基金の収支、管理および投資・運用に関する資料を閲覧し、記録し、コピーする。移動、隠匿又は滅失する可能性のある資料は、封印・保存する。
 - (2) 調査事項に関する雇用単位および個人に問い合わせ、調査に関わる事項について説明し、関連する証明資料を提供するよう要求する。
 - (3) 社会保険基金を隠匿、移動、横領、流用する行為を制止し、かつ是正を命じる。
- 第 80 条 統一運営地域の人民政府は、雇用単位代表、社会保険加入者代表および労働組合代表、専門家等により構成される社会保険監督委員会を設置し、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を把握、分析し、社会保険業務に意見および提案を提出して、社会の監督を実施する。
- 社会保険取扱機関は、社会保険監督委員会に対し、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を定期的に報告しなければならない。社会保険監督委員会は、会計士事務所に依頼して、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況に対して年度監査および特定項目監査を受けることができる。監査の結果は社会に公開しなければならない。
- 社会保険監督委員会は、社会保険基金の収支、管理および投資・運用に問題があることを発見した場合、是正案を提出する権限を有する。社会保険取扱機関およびその従業員の違法行為につき、関係部門に対して法に基づく処理を提案する権限を有する。
- 第 81 条 社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により、雇用単位および個人の情報につき秘密を保持し、いかなる方式によってもこれを漏らしてはならない。
- 第 82 条 いかなる組織又は個人も社会保険に係わる法律、法規に違反する行為を通報し、苦情を申し立てる権利を有する。
- 社会保険行政部門、衛生行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関、財政部門、監査機関は、当該部門、当該機関の職責範囲に属する通報、苦情に対し、法により処理しなければならない。当該部門、当該機関の職責範囲に属さない場合は、書面の通知により処理権限を有する部門、機関に処理を移送しなければならない。処理権限を有する部門、機関は遅滞なく処理しなければならない。他者に責任を転嫁してはならない。

第 83 条 雇用単位又は個人は、社会保険料徴収機関の行為により自らの合法的な権利・利益を侵害されたと認めた場合、法により行政不服審査を申し立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。

雇用単位又は個人は、社会保険取扱機関の法により社会保険登記をしないか、社会保険料を査定しないか、社会保険待遇を支給しないか、社会保険移転・継続手続きをしないか、又はその他の社会保険権利・利益を侵害する行為に対して、法により行政不服審査を申し立てるか、あるいは行政訴訟を提起することができる。

個人と所属する雇用単位との間で社会保険に係わる紛争が発生した場合、法により調停、仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。雇用単位が個人の保険に係わる権利・利益を侵害した場合、個人は社会保険行政部門又は社会保険料徴収機関に法により処理するよう要求することができる。

第 11 章 法的責任

第 84 条 雇用単位が社会保険登記をしない場合、社会保険行政部門は期限を定めて、是正を命ずる。期限を過ぎても是正しない場合は、雇用単位に対して、納付すべき社会保険料金額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。直接責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、500 元以上 3,000 元以下の罰金を科す。

第 85 条 雇用単位が労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行することを拒否した場合は、『中華人民共和国労働契約法』の規定により処理する。

第 86 条 雇用単位が期限通りに社会保険料を満額納付しない場合は、社会保険料徴収機関は期間を定め、納付又は追納を命じ、未納日から 1 日あたり 0.05% の滞納金を追徴する。期限を過ぎても納付しない場合は、関係行政部門は未納金額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。

第 87 条 社会保険取扱機関および医療機関、薬品経営者等の社会保険サービス機関が、詐欺、証明資料の偽造、又はその他の手段により社会保険基金の支出を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。社会保険サービス機関に属する場合、サービス契約を解除する。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者が業務執行資格を取得している場合は、法によりその業務執行資格を取り消す。

第 88 条 詐欺、証明資料の偽造又はその他の手段により社会保険待遇を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。

第 89 条 社会保険取扱機関およびその職員が次に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、社会保険行政部門は是正を命じる。社会保険基金、雇用単位又は個人に損失をもたらした場合には、法により賠償責任を負う。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接責任者に対しては、法により処分する。

(1) 社会保険に係わる法定の職責を履行しないとき

- (2) 社会保険基金を財政専用口座に預け入れないとき
- (3) 社会保険待遇を着服するか、又は期限どおりの支払いを拒否するとき
- (4) 納付の記録、享受する社会保険待遇の記録等の社会保険データ、個人権利・利益の記録を紛失又は改竄するとき
- (5) 社会保険に係わる法律、法規に違反するその他の行為があるとき

第 90 条 社会保険料徴収機関が無断で社会保険料の納付基数、料率を変更したことにより、社会保険料の徴収が過少又は過多であった場合は、関係行政部門は、納付すべき社会保険料を追徴するか、又は納付する必要のなかった社会保険料を返還するよう社会保険徴収機関に命じる。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第 91 条 本法の規定に違反して、社会保険基金を隠匿、移動、横領、流用するか、又は規定に違反して投資・運用した場合は、社会保険行政部門、財政部門、監査機関はその回収を命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第 92 条 社会保険行政部門、その他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員が雇用単位および個人の情報を漏らした場合は、直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、法により処分する。雇用単位又は個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

第 93 条 国の職員が社会保険を管理、監督する業務において、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を働いた場合は、法により処分する。

第 94 条 本法の規定に違反して、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 12 章 附則

第 95 条 都市にて出稼ぎをする農村住民は、本法の規定により社会保険に加入する。

第 96 条 農村の集団所有の土地を徴収する場合、土地を徴収された農民の社会保険料を満額手配し、国务院の規定により、土地を徴収された農民を相応の社会保険制度に組み入れなければならない。

第 97 条 外国人が中国国内にて就労する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する。

第 98 条 本法は 2011 年 7 月 1 日より施行する。

参考資料 2: 「中華人民共和国社会保険法」実施の若干規定

中華人民共和国人力資源・社会保障部令 第 13 号

『「中華人民共和国社会保険法」実施の若干規定』は人力資源・社会保障部第 67 回部門事務会議において審議を通過したので、ここに公布し、2011 年 7 月 1 日から施行する。

部 長 尹蔚民
2011 年 6 月 29 日

「中華人民共和国社会保険法」実施の若干規定

「中華人民共和国社会保険法」（以下「社会保険法」と略称する）の実施のため、本規定を制定する。

第 1 章 基本養老保険について

第 1 条 社会保険法第 15 条に規定する同一管理養老金は、国務院が規定する基礎養老金の計算支給弁法で計算し支給する。

第 2 条 従業員基本養老保険に加入する個人が法定の退職年齢に達した際に、保険料納付累計年数が 15 年に満たないものは、15 年を満了すまで納付を延長することができる。社会保険法実施前に保険加入し納付を 5 年延長しても、なお 15 年に満たない場合は、15 年満了まで一括して納付することができる。

第 3 条 従業員基本養老保険に加入する個人が法定の退職年齢に達した後、保険料納付累計年数が 15 年（第 2 条規定に従い納付を延長した場合も含む）に満たない場合、戸籍所在地の新型農村社会養老保険または都市住民社会養老保険へ転入を申請し、相応の養老保険給付を受けることができる。

従業員基本養老保険に加入する個人が法定の退職年齢に達した後、納付累計年数が 15 年（第 2 条規定に従い納付を延長したものも含む）に満たず、かつ新型農村社会養老保険または都市住民社会養老保険へ転入しない場合、個人は書面にて従業員基本養老保険関係の終了を申請することができる。社会保険取扱事務機関は申請を受け取った後、同個人に書面にて新型農村社会養老保険または都市住民社会養老保険へ転入する権利および従業員基本養老保険関係の終了がもたらす結果を告知しなければならず、当事者の書面での確認を経た後、その従業員基本養老保険関係を終了し、かつ個人口座の預入額を一括で当事者に支給する。

第 4 条 従業員基本養老保険に加入する個人が省をまたいで流動的に就業し、法定の退職年齢に達した際に、保険料納付累計年数が 15 年に満たない場合は、「国務院弁公庁の人力資源・社会保障部財政部都市企業従業員養老保険関係の転入における移転継続

に関する暫定弁法の通知」(国弁発[2009]66号)の受給地に関する規定に基づき、継続納付地を決定した後、本規定第2条に従い処理する。

第5条 従業員基本養老保険に加入する個人が省をまたいで流動的に就業し、月ごとに基本養老保険を受給する条件に合致した際、基本養老金の階級計算、統一支給の具体的な方法は、「国务院弁公庁の人力資源・社会保障部財政部都市企業従業員養老保険関係の転入における移転継続に関する暫定弁法の通知」(国弁発[2009]66号)に基づき執行する。

第6条 従業員基本養老保険の個人口座は前もって引き出してはならない。個人が法定の基本養老保険受給条件を満たす前に海外に移住した場合は、その個人口座を保留し、法定の基本養老保険受給条件を満たしたときに、国の規定に従い相応の養老保険給付を受ける。そのうち、中華人民共和国国籍を喪失したものは、出国の際または出国後に書面にて従業員基本養老保険関係の終了を申請することができる。社会保険取扱事務機関が申請を受け取った後、個人に対し書面にて口座を保留する権利および従業員基本養老保険関係の終了がもたらす結果を告知し、当事者の書面での確認を得た後、その従業員基本養老保険関係を終了し、かつ個人口座の預入額を一括で当事者に支給する。
従業員基本養老保険に加入する個人が死亡した後、その個人口座の全残高は法により相続することができる。

第2章 基本医療保険について

第7条 「社会保険法」第27条に規定する定年退職者が基本医療保険給付を受けられる保険料納付年数は、各地の規定に基づき執行する。
従業員基本医療保険に加入する個人が、基本医療保険関係を移転し継続する場合、基本医療保険納付年数は累計計算する。

第8条 保険加入者が協議書を締結した医療機関で発生した医療費用について、基本医療保険薬品目録、診療項目、医療サービス施設の基準に合致したものは、国の規定に基づき基本医療保険基金の中から支払う。
保険加入者に急診、緊急手当が必要な場合は、非協議書締結医療機関で治療を受けることができる。緊急手当により必ず使用しなければならない薬品は適宜に範囲を広げることができる。保険加入者の急診、緊急手当の医療サービスにおける具体的な管理方法は、同一管理地域が現地の実際の状況に基づいて制定する。

第3章 労災保険について

第9条 従業員(非正規従業員も含む)が二つまたは二つ以上の使用者の下で同時に就業する場合、各使用者はそれぞれ当該従業員の労災保険料を納付しなければならない。従業員に労災が発生したときは、発生時に勤務している使用者が法により労災保険責任を負う。

第10条 社会保険法第37条第2号における酒気帯び基準は、「自動車運転手血液、呼気アルコール含有量数値・検査」(GB19522-2004)に基づき執行する。公安機関交通管理部門、医療機関等の関係機関が発行した検査測定結論、診断証明等の資料は、酒気帯び認定の根拠とすることができる。

第11条 社会保険法第38条第8号にある業務上の事由による死亡補助金は、「労災保険条例」第39条の一括性労災死亡補助金のことを指し、その基準は労災が発生前の年の全国都市住民一人あたり平均可処分所得額の20倍とする。
前年の全国都市住民一人あたり平均可処分所得額は、国家統計局が公布したデータを基準とする。

第12条 社会保険法第39条第1号の労災治療期間中の賃金と福利厚生は、「労災保険条例」第33条の従業員の業務停止・賃金支給期間中に受けるべき賃金と福利厚生および介護等の待遇に関する規定に基づき執行する。

第4章 失業保険について

第13条 失業者で社会保険法第45条の規定条件に合致するものは、失業保険金の受給を申請し、かつその他失業保険給付を受けすることができる。そのうち、本人の意思によらない就業の中断には次の状況が含まれる。

- (1) 「労働契約法」第44条第1号、第4号、第5号規定に基づき労働契約が終了した場合
- (2) 使用者が「労働契約法」第39条、第40条、第41条規定に基づき労働契約を解除した場合
- (3) 使用者が「労働契約法」第36条規定に基づき、労働者に労働契約の解除を提起し、かつ労働者と労働契約の解除について協議一致した場合
- (4) 使用者が採用雇用契約の解除を提起した場合、または使用者によって辞退、除名、解雇された場合
- (5) 労働者本人が「労働契約法」第38条規定に基づき、労働契約を解除した場合
- (6) 法律・法規・規章が定めたその他の状況を有する場合

第14条 失業者が失業保険金を受給した後、再び就業し、再度失業した際には、保険料納付期間は新たに計算する。失業者は当該期間に失業保険金受給条件に合致しない場合は、既存の保険料納付期間を保留する。新たに就業しかつ保険に加入した場合は、保険料納付期間は累計して計算する。

第15条 失業者が失業保険金を受給する期間中は、積極的に求職し、職業紹介と職業研修を受けなければならない。失業者が受ける職業紹介、職業研修の手当は、失業保険基金が規定に基づき支給する。

第5章 基金管理と手続サービスについて

第16条 社会保険基金予算、決算草案の編成、審査と批准は「国務院による社会保険基金予算の試行に関する意見」（国発[2010]2号）の規定に基づき執行する。

第17条 社会保険取扱事務機関は、毎年少なくとも1回保険加入者の個人権益記録リストを郵送の方法で本人に送らなければならない。同時に、社会保険取扱事務機関は携帯電話ショートメッセージまたは電子メール等の方法で保険加入者に個人権益記録を送ることができる。

第18条 社会保険行政部門、社会保険取扱事務機関およびその職員は法により使用者と個人の情報を秘密保持しなければならない。法に違反して他人に次の情報を漏洩してはならない。

- (1) 使用者の商業機密に関わるもの、または公開すると使用者の適法権益に損害を与える可能性のある情報
- (2) 個人権益に関わる情報

第6章 法律責任について

第19条 使用者が労働契約を終了または解除した際に、従業員に労働関係を終了または解除する証明の発行を拒否し、従業員が社会保険給付を受けられない場合、使用者は法により賠償責任を負わなければならない。

第20条 従業員が納付すべき社会保険料は使用者が源泉徴収する。使用者が法に基づき源泉徴収を行っていない場合は、社会保険料徴収機関が使用者に期限どおりに代理納付するよう命じ、かつ未納開始日から使用者に1日あたり1万分の5の滞納金を加算し徴収する。使用者は従業員に滞納金を負担するよう要求してはならない。

第21条 使用者は不可抗力により経営に極めて困難な状況に陥った場合、省レベル人民政府社会保険行政部門の批准を経て、一定期間の社会保険料を一時的に延納することができる、その期間は通常1年を超えない。保険料延納期間中は、滞納金の徴収を免除する。期限到来後、使用者は相応の社会保険料を納付しなければならない。

第22条 使用者は社会保険法第63条の規定に基づき、担保を提供しかつ社会保険料徴収機関と延納協議書を締結した場合は、延納期間中の滞納金の徴収を免除する。

第23条 使用者が本規定第21条、第22条に基づき社会保険料を延納する期間中、その従業員が法により社会保険給付を受けることに影響を及ぼさない。

第24条 使用者は月ごとに納付する社会保険料の明細を従業員本人に告知しない場合は、社会保険行政部門が是正を命じる。期限を過ぎて是正しない場合は「労働保障監察条例」第30条規定に基づき処理する。

- 第 25 条 医療機関や、薬局などの社会保険サービス機関が、詐欺、証明資料の偽造またはその他の方法で社会保険基金の支出を騙し取った場合、社会保険行政部門が騙し取った社会保険金の返還を命じ、騙し取った金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。社会保険取扱事務機関とサービス協議書を締結した医療機関、薬局に対し、社会保険取扱事務機関が協議書に基づき責任を追及し、状況が重いものについては締結したサービス協議書を解除することができる。業務執行資格のある直接に責任を負う主管人員とその他の直接の責任者に対しては、社会保険行政部門がその業務執行資格を与えた関係主管部門に対し、法によりその業務執行資格を取り消すよう建議する。
- 第 26 条 社会保険取扱事務機関、社会保険料徴収機関、社会保険基金投資運営機関、社会保険基金専門口座を開設する機関と専門口座を管理する銀行およびその職員に次の違法行為があった場合、社会保険行政部門が社会保険法第 91 条規定に基づき処分する。
- (1) 徴収すべきおよび既に徴収した社会保険基金を、隠蔽、違法放置等の方法で規定どおりに徴収・納付せず、また入金記帳しなかった場合
 - (2) 規定に違反し社会保険基金を社会保険基金専門口座以外の口座に移した場合
 - (3) 社会保険基金を横領した場合
 - (4) 各項目の社会保険基金を相互に不法占有させた場合、またはその他の社会保障基金をもって社会保険基金を不法占有した場合
 - (5) 社会保険基金を財政予算の均衡に用い、事務施設を建設、改築し、および人件費、運営費、管理費用の支払いに充当した場合
 - (6) 国が規定した投資運営政策に違反した場合

第 7 章 その他

- 第 27 条 従業員と所属する使用者間で社会保険争議が発生した場合、「中華人民共和国労働争議（調停）仲裁法」、「労働人事争議仲裁弁案規則」の規定に基づき、（調停）、仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。
- 従業員は、使用者が期限かつ金額どおりに社会保険料を納付せず、当該従業員の社会保険権益を侵害した行為があると認めた場合、社会保険行政部門または社会保険料徴収機関に対し法により処理するよう要求することができる。社会保険行政部門または社会保険料徴収機関は社会保険法と「労働保障監察条例」等の関連規定に基づき処理しなければならない。処理の過程で、使用者が双方の労働関係に異議を提出した場合、社会保険行政部門は法により事実関係を調査し明らかにしてから継続処理しなければならない。
- 第 28 条 社会保険取扱事務機関が社会保険料を徴収する地域において、社会保険行政部門は法により社会保険法第 63 条に規定する関連の行政部門の職責を履行しなければならない。
- 第 29 条 2011 年 7 月 1 日以後、使用者が期限および金額どおりに社会保険料を納付しない場合の処理については、社会保険法と本規定に基づき執行する。2011 年 7 月 1 日より以前に発生した使用者が期限および金額どおりに社会保険料を納付しなかつ

た行為に対しては、国と地方人民政府の関連規定に基づき執行する。

第 30 条 本規定は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

参考資料 3: 企業従業員基本養老保険制度の整備に関する国務院の決定

(国発〔2005〕38号)

国務院

2005年12月3日

各省・自治区・直轄市の人民政府、国務院の各部・委員会、各直属機関へ

近年来、各地域および関連部門は、党中央、国務院の企業従業員基本養老保険制度の整備に関する要求に従い、企業退職者の基本養老金が定期的に全額給付されるよう確実に保障することを中心にして、基本養老保険のカバー範囲の拡大に努め、基本養老保険基金の徴収を適切・確実に強化し、企業退職者の社会化管理サービスを積極的に推進したことで、各事業は顕著な効果を上げ、かつ改革、発展の促進と社会安定の維持に重要な役割を發揮してきた。しかし、高齢化、就業方式の多様化と都市化の発展に伴い、現行の企業従業員基本養老保険制度には個人口座が適切に作成されておらず、給付の計算方法が合理的ではなく、カバー範囲が十分でない等の不適切な問題が残っており、これらを改革し整備する必要がある。このため、東北3省の都市の社会保障システム整備のモデルケースで得た経験を十分調査、検討、総括した上で、国務院は企業従業員基本養老保険制度の整備について以下の決定を行った。

1. 企業従業員基本養老保険制度を整備する基本理念と主な課題

鄧小平理論と「三つの代表」という重要思想を目標とし、中国共産党第16回大会と第16期3、4、5回中央委員会全体会議の主旨を真摯に貫徹し、科学的発展観の実行と調和の取れた社会主義社会の構築という要求に基づき、現在ならびに将来との関係を全般的に鑑み、広範囲・適切なレベル・合理的な構造・基金の均衡という原則を堅持し、政策を整備し、メカニズムを健全化し、管理を強化して、わが国の国情に合った持続的発展が可能な基本養老保険制度を完備する。主な課題は以下の点である。基本養老金の定期的な全額給付を確保し、退職者の基本的な生活を保障する。個人口座を段階的に充実し、社会の同一管理と個人口座を互いに結びつけた基本制度を整備する。都市の個人事業者と流動性のある就業者の保険加入と保険料徴収政策を統一し、カバー範囲を拡大する。基本養老金の計算・給付方法を改革し、保険加入と保険料徴収のインセンティブと制約メカニズムを確立する。経済発展のレベルと各方面の実施能力に基づき、基本養老金のレベルを合理的に確定する。多階層の養老保険システムを確立し、中央と地方、政府と企業および個人の責任を明確化する。基本養老保険基金の徴収と納付、監督管理を強化し、多チャンネルの資金調達メカニズムを整備する。定年退職者の福祉の社会化に関わる管理業務をさらに適切に行い、サービスレベルを向上させる。

2. 基本養老金の定期的な全額給付の確実な実施

企業退職者の基本養老金の定期的な全額給付を引き続き最重要課題とし、各種の政策と業務のメカニズムをさらに整備し、退職者の基本養老金の定期的な全額給付を確保し、基本養老金に関わる新たな給付遅延を発生させてはならず、退職者の合法的権

利を適切・確実に保障する。以前より未払いの基本養老金について、各地方は『未払い基本養老金と企業調整賃金の補足払い事業をさらに確実に実施することに関する中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁の通知』の要求に基づき、真摯に解決しなければならない。

3. 基本養老保険のカバー範囲の拡大

都市の各種企業の従業員、個人事業者と流動性のある就業者は、すべて企業従業員基本養老保険に加入しなければならない。現在および今後一定期間は、非公有制企業、都市の個人事業者と流動性のある就業者の保険加入業務を重点とし、基本養老保険のカバー範囲を拡大しなければならない。国の社会保険補助金関連の政策をさらに徹底し、就業困難者の保険加入と保険料納付を支援しなければならない。都市の個人事業者と流動性のある就業者の基本養老保険加入の保険料納付基数は、現地における前年度の在職従業員の平均賃金とし、保険料納付比率は20%で、そのうち8%は個人口座に預入記帳され、定年退職後に企業従業員基本養老金の給付計算方法に従い基本養老金を給付する。

4. 段階的な個人口座の確実な整備

個人口座を確実に整備し、基本養老保険基金をプールすることは、高齢化に対応する重要な措置であり、企業従業員基本養老保険制度の持続的発展を可能にすることにもつながる。東北三省で行った個人口座の確実な整備に向けたモデル業務を引き続き適切に行い、その他の地域における個人口座の確実な整備のモデル業務拡大の具体的な方案に係わる研究と制定を早め、国務院に報告し、批准を得られた後、実施に移す。国家は個人口座基金の管理と投資運用方法を制定し、価値の保持および増加を実現する。

5. 基本養老保険基金の徴収・納付と監督管理の強化

『社会保険料徴収・納付暫定施行条例』の各種の規定を全面的に実行し、社会保険登記と徴収申告制度を厳格に実施し、社会保険の査定と労働保障監察の法律執行業務を強化し、徴収・納付率の向上に努めなければならない。従業員基本養老保険に加入するすべての事業所と個人は、いずれも基本養老保険料を必ず定期的に全額納付しなければならない。基本養老保険料の納付を拒否し、虚偽申告による過少納付者は、法律に基づき処罰される。基本養老保険料の未納に対しては、各種の措置を講じ、追徴に力を入れ、基本養老保険基金のなすべき徴収を確保しなければならない。各地域は公共財政の構築要求に基づき、積極的に財政支出構造を調整し、社会保障の資金投入に力を入れなければならない。

基本養老保険基金は財政専用口座に組み入れ、収支の別管理を実行しなければならない。占有や流用は厳禁とする。社会保険基金の監督管理の法律法規を制定・整備し、法律に基づく監督を実施しなければならない。各省・自治区・直轄市の人民政府は、業務メカニズムを整備し、基金の監督管理制度の順調な実施を確実なものにしなければならない。審査監査と監督、社会や世論の監督の役割を引き続き発揮し、基金の安全を共同で維持しなければならない。

6. 基本養老金の計算・給付方法の改革

個人口座の確実な整備とリンクさせるため、2006年1月1日から、個人口座の規模は本人の社会保険料納付賃金の11%から8%に統一的に調整し、すべてを個人納付保険料から成り立ち、事業所納付保険料は個人口座には算入しないこととする。同時に従業員の保険加入のインセンティブ・制約メカニズムをさらに整備し、それに合わせて基本養老金の計算・給付方法を調整する。

『統一した従業員基本養老保険制度の確立に関する国務院の決定』（国発[1997]26号）の実施後に就業し、保険料納付年数（保険料納付とみなされる年数を含む。以下同じ）が累計15年以上の者は、定年退職後、毎月基本養老金を給付する。基本養老金とは、基礎養老金と個人口座養老金からなる。定年退職時の基礎養老金月額基準は、現地の前年度の在職従業員の月平均賃金と本人の指数化された月平均保険料納付賃金の平均値を基数とし、保険料納付満1年ごとに1%を給付する。個人口座養老金の月次給付額基準について、個人口座の預入額を計数給付月数で除する方法にて計算する。計数給付月数は従業員の定年退職時の都市人口の平均予想寿命、本人の退職年齢、金利などの要素に基づき確定する。

国発[1997]26号文書の実施前に就業し、本決定の実施後に定年退職し、かつ保険料納付年数が累計15年以上の者は、基礎養老金と個人口座養老金を給付することに加えて、さらに移行期年金を給付する。各省・自治区・直轄市の人民政府は待遇レベルとの合理的な関係、新旧政策の安定的な移行の原則に基づき、真摯に推計した上で、具体的な移行方法を制定し、かつ労働保障部、財政部に報告し届出記録をしなければならない。

本決定の実施後に退職年齢に達するが、保険料納付年数が累計15年に満たない者は、基礎養老金を給付しない。個人口座の預入額を本人に一括給付し、基本養老保険関係は終了する。

本決定の実施前にすでに退職した者は、国の従来の規定に基づき基本養老金を給付する同時に、基本養老金調整方法を執行する。

7. 基本養老金の正常な調整メカニズムの確立

従業員賃金と物価変動などの状況に基づき、国務院は、企業定年退職者の基本養老金のレベルを適時調整し、調整幅は省・自治区・直轄市における現地の企業在職従業員平均賃金の年間増加率の一定比率とする。各地方では現地の実状に基づき具体的な調整案を出し、労働保障部、財政部に報告し審査を取得した後、実施に移す。

8. 同一管理計画のレベルアップの加速化

省レベルの基金予算管理を一層強化し、省・市・県の各レベル人民政府の責任を明確化し、省レベルの健全な基金調整制度を確立し、基金調整に力を入れる。市レベルの同一管理計画の整備を図った上で、そのレベルをできるだけ早期に引き上げ、その後省レベルの同一管理計画を実現し、全国統一の労働力市場の構築と労働力の合理的な移動を促進するための条件を創り出す。

9. 企業年金の展開

多層にわたる養老保険体系を確立し、企業の人材競争力を強化し、企業従業員の定

年退職後の生活をより良く保障するため、条件を備えた企業は、従業員のために企業年金を確立することができる。企業年金基金は完全な積立方式を採用し、市場化の方式により管理と運営を行う。企業年金基金の監督・管理業務を適切・確実にいき、規範化された運営を実現し、企業と従業員の利益を適切・確実に守らなければならない。

10. 定年退職者福祉の社会化管理サービス業務の適切な実施

企業や事業単位から独立した社会保障体系の構築という要求に基づき、企業定年退職者の社会化管理業務を引き続き適切に行う。コミュニティー、居住区の労働保障業務のプラットフォーム構築に力を入れ、高齢者への公共サービス・施設とサービス・ネットワークの構築を加速化し、条件を備えた場所では、高齢者への介護ケア・サービスの展開、定年退職者用アパートの建設を行うことにより、定年退職者により多くのより良いサービスを提供し、絶えず定年退職者の生活の質を高める。

11. 社会保険管理サービスレベルの向上

社会保険取扱事務の取り扱い能力の引き上げを特に重視し、社会保障情報サービス・ネットワークの構築を加速させ、効率の高い運営による取扱事務管理サービスシステムを確立し、社会保険の政策を具体的に実現させなければならない。各レベルの社会保険取扱機関は、管理制度の整備、技術標準の制定、業務プロセスの規範化を行い、規範化・情報化・専門化した管理を実現しなければならない。同時にスタッフの人材育成にも力を入れ、行政と業務の資質を高め、業務効率とサービスの質を絶えず向上させなければならない。

企業従業員基本養老保険制度の整備は、調和のとれた社会主義社会を構築する上で重要な内容であり、改革・発展・安定という大局にもかかわるものである。各地域と関係部門はこれを特に重視し、指導を強化し、丁寧に組織・実施し、具体的な実施意見と方法を研究・制定し、労働保障部に届け出なければならない。労働保障部は、関連部門と共に指導と監督・検査を強化し、業務の中で起こる問題を直ちに検討・解決し、本決定の実施貫徹を確保しなければならない。

本決定は公布日から施行され、現行の規定と本決定が一致しない場合、本決定に従うものとする。

参考資料 4:都市従業員基本医療制度の確立に関する国務院の決定

1998年12月14日 国務院

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機関へ

医療保険制度の改革スピードを速め、従業員の基本医療を保障することは、社会主義市場経済体制を確立することの客観的要求と重要な保障である。近年の各地における医療保険制度改革試行の経験を真摯に総括した上で、国務院は、全国範囲での都市従業員医療保険制度の改革を実施することを決定する。

1.改革の課題および原則

医療保険制度改革の主な課題は、都市従業員の基本医療保険制度を確立することである。つまり、社会主義市場経済体制に適応し、財政・企業および個人の能力に基づき、従業員の基本的な医療需要を保障する社会医療保険制度を確立することである。

都市従業員基本医療保険制度を確立する際の原則は、基本医療保険の水準を社会主義初級段階の生産力の発展レベルに合致させること、都市部の全ての使用者およびその従業員が基本医療保険に加入すること、地方レベルで管理すること、基本医療保険料を使用者と従業員とが共同で負担すること、基本医療保険基金について、社会同一管理と個人口座とを結合させることである。

2.カバー範囲と保険料の納付方式

企業（国有企業、集団所有制企業、外商投資企業、私営企業等）、国家機関、事業単位、社会团体、民間非営利組織を含む全ての都市部の使用者およびその従業員は、基本医療保険に加入しなければならない。郷鎮企業およびその従業員、都市の個人使用者およびその従業員が基本医療保険に加入するか否かについては、各省、自治区、直轄市の人民政府が定める。

基本医療保険は、原則として地域レベル以上の行政区（地区、市、州、盟を含む）を同一管理の単位とするが、県（市）を単位として同一管理することもできる。北京、天津、上海の3つの直轄市は、原則として全市の範囲で統一管理を実施する（以下「同一管理地域という」）。全ての使用者およびその従業員は、属地管理の原則に基づき、所在地の同一管理地域の基本医療保険に加入し、地方政府は、統一的な政策を実行し、基本医療保険基金の統一的な徴収、使用および管理を行わなければならない。鉄道、電力、遠距離の海上運送など地域をまたぎ、生産流動性が比較的高い企業およびその従業員は、相対的に集中した方法で異なる地域で同一管理地域の基本医療保険に加入することができる。

基本医療保険料は、使用者および従業員が共に納付する。使用者の納付比率は従業員の賃金総額の6%前後に抑えなければならないが、従業員の納付比率は一般的に本人の賃金収入の2%とする。経済の発展に伴い、使用者および従業員の納付比率について、相応の調整を行うことができる。

3.同一管理基金および個人口座の設置

基本医療保険の同一管理基金および個人口座を設けなければならない。基本医療保険基金は、同一管理基金および個人口座から成り立つ。従業員個人が納付する基本医療保険料は、全額個人口座に計上する。使用者が納付する基本医療保険料は2つの部分に分けられ、1部分は同一管理基金の設立に利用し、もう1部分は個人口座に振り替える。通常、個人口座に振り替えられる比率は、使用者納付額の30%前後とするが、具体的な比率は、同一管理地域が個人口座の支払範囲および従業員の年齢などの要素に基づき確定する。

同一管理資金と個人口座について、各自の支給範囲を確定し、それぞれ精算し、互いに混同させてはいけない。同一管理基金の支給開始の基準額と最高支給限度額を定めなければならない。支給開始基準は原則として現地の従業員の年間平均賃金の10%前後とし、最高支給限度額は原則として当地の従業員の平均年間賃金の4倍前後に抑える。支給開始基準額に達さない医療費用は、個人口座より支給し、又は個人が負担する。支給開始基準額以上、最高支給限度額以下の医療費用については、主に同一管理基金から支給するが、個人も一定比率の費用を負担しなければならない。最高支給限度額を超過した医療費用は、商業医療保険等によって解決することができる。同一管理基金の具体的な支給開始基準額、最高支給限度額および支給開始基準額以上、最高支給限度額以下の医療費用の個人の負担率は、同一管理地域が収入により支出を定め、収支均衡の原則によって確定する。

4.基本保険基金に対する管理と監督の強化

基本医療保険基金は、財政専用口座に組み入れて管理し、使途限定に使用し、不法占用したり流用してはならない。

社会保険取扱機関は、基本医療保険基金の徴収、管理と支給に責任を負い、かつ、予算および決算制度、財務会計制度および内部会計監査制度を確立・整備しなければならない。社会保険取扱機関の経費は、基金から引き出してはならず、各レベルの政府の財政予算から解決する。

基本医療保険基金の銀行利息の計算方法は、当年度の徴収分について、普通預金の金利によって計算し、前年度から繰越した基金の元本と利息について、3ヵ月定期預金金利に基づき計算する。社会保障財政専用口座に預金し蓄積した資金は、3年間の分割預け入れ一括引き卸の利率に照らして計算し、しかも当該利率の水準を下回ってはいけない。個人口座の元本と利息は、個人の所有に帰属し、繰越し、又は相続することができる。

各レベル政府の労働保障と財政部門は、基本医療保険基金に対する監督と管理を強めなければならない。審査監査部門は、社会保険取扱機関の基金収支状況および管理状況に対して定期的な監査を実施しなければならない。同一管理地域は、政府関連部門の代表、使用者代表、医療機関の代表、労働組合代表および関連の専門家から構成される医療保険基金監督組織を設立し、基本医療保険基金に対する社会監督を強化しなければならない。

5.医療サービス管理の強化

基本医療保険のサービス範囲と基準を定めなければいけない。労働社会保障部が衛生部、財政部などの関連部門と共に基本医療サービスの範囲、基準および医療、薬品費用の決済方法を規定し、国家基本医療保険薬品の目録、診療項目、医療サービス施設の基準および相応する管理方法を制定する。各省、自治区、直轄市の労働保障行政管理部門は、国の規定に基づき、関連部門と共に当該地区の相応の実施基準と方法を作成する。

基本医療保険は、指定医療機関（漢方病院を含む）と指定薬局の管理方式を実行する。労働社会保障部は、衛生部、財政部などの関連部門と共に、指定医療機関と指定薬局の資格に対する審査認定方法を制定する。社会保険取扱機関は、西洋医学と漢方医学とを結合し、基礎病院、専門病院、総合医療機関のバランスに配慮し、従業員が診療を受けることに便宜を与える原則に基づき、指定医療機関および指定薬局の確定に責任を負うのみならず、指定医療機関、指定薬局と契約を結び、各自の責任、権利と義務を明らかにしなければならない。指定医療機関および指定薬局を選定する場合は、競争原理を導入しなければならない。従業員は、複数の指定医療機関を選び診療を受け、薬品を購入することができ、処方箋を持参していくつかの指定薬局から薬品を購入することもできる。国家薬品监督管理局は、関連部門と共に指定薬局において薬品を購入する際の薬事事故処理方法を制定する。

各地域は、「中国共産党中央委員会、国務院が衛生改革および発展に関わる決定」（中発〔1997〕3号）の主旨を真摯に実行し、医薬衛生体制の改革を積極的に推し進め、小額の経費を投入し人民に良好な医療サービスを受けさせ、医薬衛生事業の健全な発展を図らなければならない。医薬と薬品と分別精算し、管理する制度を確立し、医療サービス分野と薬品流通分野に競争原理を導入し、医薬および薬品の費用水準を合理的に抑えなければならない。医療機関および薬局の内部管理を強め、医療および薬品のサービス行為を規範化し、人員を削減しながら効率を高め、医薬および薬品の購入原価を抑えなければならない。医療サービスの価格を合理的に調整し、医療と薬品の分別精算と管理の実施、薬品収入の医療総収入に占める割合を抑えた上で、医療技術サービス価格を合理的に引き上げなければならない。業務技術トレーニングおよび職業モラル教育を強化し、医療と薬品のサービス人員の素質およびサービスの質を高めなければいけない。また、医療機関の配置を合理的に調整し、医療衛生資源の配置の優良化を図り、住居地での衛生サービスの提供を積極的に発展させ、住居地での衛生サービスの支出を基本医療保険の給付範囲に組み入れなければならない。衛生部は、関連部門と共に医療機関改革の方案および社区卫生サービスの発展に関わる政策を制定する。国家経済貿易委員会などの部門は、薬品流通体制改革業務を真摯に協力しなければならない。

6.一部の関係者の医療待遇問題を妥当的に解決する

引退者、紅軍退役者の医療待遇は変更せず、医療費用は従来の資金ルートで解決する。支払いが確実に困難である場合は、同レベルの人民政府が支援して解決する。引退者、紅軍退役者に関わる医療管理方法は、省、自治区、直轄市の人民政府が定める。

2等乙級以上の革命傷害軍人の医療待遇は不変で、医療費用は従来のルートより給付し、社会保険取扱機関が単独記帳の方式で管理する。医療費用の支払いに不足が生じた場合は、現地の人民政府が支援して解決する。

定年退職者が基本医療保険に加入する際、個人は、基本医療保険料を納付しない。定年退職者の個人口座に計上される金額および個人負担医療費の比率に対しては、適切に優遇を与える。

国家公務員は、基本医療保険に加入する際に、医療補助政策を享受できる。具体的な方法は別途規定する。

一部の特定業種の従業員の現行の医療消費水準を引き下げないため、基本医療保険に加入する際には、移行期の措置として、企業補充医療保険の設立を認める。企業補充医療保険料は、賃金総額の4%以内の部分について、従業員福利費用から捻出し、福利費用が足りない部分は、同級政府財政部門の承認を得たうえで、コストに組み入れる。

国有企業のリストラ者の基本医療保険料については、使用者納付額および個人納付額を含め、一律に再就業斡旋サービスセンターから、現地の前年度従業員の平均賃金の60%との水準に基づき、納付する。

7.組織指導の強化

医療保険制度改革は政策性が強く、数多くの従業員の個人利益に深く関係し、国民経済の発展および社会的な安定にもつながる。各レベルの人民政府は、確実に指導を強め、理念を統一し、認識を高め、宣伝業務および説得業務を適切に行うことによって、数多くの従業員と社会各方面の関係者に当該改革を積極的に支持・参加させなければいけない。各地は、都市従業員の基本医療保険制度の課題、原則と要求に基づき、現地の実際の状況に鑑み、入念に実施し、新旧両制度の穏やかな移行を保障しなければならない。

都市従業員の基本医療保険制度の設立業務は、1999年年初から開始し、1999年末までに基本的に完成させる。各省、自治区、直轄市レベルの人民政府は、本決定の要求に従い、医療保険制度改革の全体的なプランを立て、同一管理地域は、プランの要求を踏まえ、基本医療保険の実施案を作成し、省、自治区、直轄市レベルの人民政府に報告し、その審査認可を受けたうえで、実施する。

労働社会保障部門は、都市部従業員の基本医療保険制度の確立業務に、指導と検査を強化し、業務中に発生した問題について、直ちに解決策を検討しなければならない。財政、衛生、薬品監督管理等の関連部門は、積極的に参画し、密に協力し、共に努力し、都市部従業員基本医療保険制度の改革業務の順調な実施を確実に保障しなければならない。

参考資料 5: 労災保険条例

(2003年4月27日中華人民共和国国務院令第375号公布、2010年12月20日の『国務院の「労災保険条例」改定に関わる決定』より改定)

第1章 総 則

第1条 業務上の事由で事故に遭い負傷し又は職業病を患った従業員が医療救済・治療と経済的補償を得られるよう保障し、労災の予防と職業のリハビリを促進し、使用者の労災リスクを分散するため、本条例を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の企業、事業単位、社会団体、民間非営利組織、基金会、弁護士事務所、会計事務所等の組織、労働者を雇用している個人経営者（以下「使用者」という）は本条例規定に従い労災保険に加入し、当該事業所の全ての従業員又は労働者（以下「従業員」という）のために労災保険料を納付しなければならない。中華人民共和国国内の企業、事業単位、社会団体、民間非営利組織、基金会、弁護士事務所、会計事務所等の組織の従業員、個人経営者に雇用された従業員は、いずれも本条例の規定に従い、労災保険の待遇を受ける権利を有する。

第3条 労災保険料の徴収・納付は、「社会保険料徴収納付暫定条例」における基本養老（年金）保険料、基本医療保険料、失業保険料に関する徴収・納付規定に従い執行する。

第4条 使用者は、労災保険加入に関する状況を当該事業所内で公示しなければならない。使用者と従業員は、安全生産と職業病予防に関する法律法規を遵守し、安全衛生規程と基準を実行し、労災事故の発生を防ぎ、職業病の危害を防止し減少させなければならない。従業員に労災が発生した時、使用者は従業員がすみやかに治療・救済が受けられるよう措置を講じなければならない。

第5条 国務院社会保険行政部門は、全国の労災保険業務の責任を負う。県級以上の地方各級の人民政府社会保険行政部門は、当該行政区域内の労災保険業務の責任を負う。社会保険行政部門が国務院の関連規定に従い設立した社会保険取扱事務機関（以下は「取扱事務機関」という）は、実際の労災保険事務の取扱を引き受ける。

第6条 社会保険行政部門等が労災保険の政策、基準を制定する場合、労働組合組織、使用者代表の意見を求めなければならない。

第2章 労災保険基金

第7条 労災保険基金は、使用者が納付する労災保険料、労災保険基金の利息と法により労災保険基金に組み入れられるその他の資金から構成される。

第8条 労災保険料は、支出により収入を決め、収支均衡の原則に基づき、保険料率を確定する。

国は異なる業種の労災リスクの程度に基づき、業種別料率を定め、かつ労災保険料の使用、労災発生率等の状況に基づき、各業種内におけるいくつかの料率等級を定める。業種別料率と業種内料率等級は、国務院社会保険行政部門が制定し、国務院に提出し承認を得た後に公布し施行する。

同一管理地域の取扱事務機関は、使用者の労災保険料の使用、労災発生率等の状況に基づき、その所属している業種に該当する料率等級を適用し、事業所の納付料率を決定する。

第9条 国務院社会保険行政部門は、全国の各同一管理地域の労災保険基金の収支状況を定期的に把握し、すみやかに業種別料率と業種内料率等級の調整案を提出し、国務院の承認を受けた後に公布し施行する。

第10条 使用者は、期日どおりに労災保険料を納付しなければならない。従業員個人は労災保険料を納付しない。

使用者の労災保険料納付額は、当該事業所の従業員賃金総額に事業所の納付料率を乗じた額とする。

賃金総額に則り労災保険料を納付することが難しい業種について、その業種が労災保険料を納付する場合の具体的方法は、国務院社会保険行政部門が定める。

第11条 労災保険基金は、徐々に省レベルの同一管理を実施する。

地区をまたがり、生産流動性が比較的に大きい業種は、相対的に集中する方法で、異地で同一管理地域の労災保険に加入することができる。具体的な方法は国務院社会保険行政部門が関係業種の主管部門とともに制定する。

第12条 労災保険基金は社会保障基金財政専用口座に預け入れ、本条例で定める労災保険待遇の給付、労働能力の鑑定、労災予防知識の宣伝、研修などに関わる費用および法律、法規で定める労災保険に用いるその他の費用の支払いに充てる。

労災予防費用の引き当て比率、使用および管理の具体的方法は、国務院社会保険行政部門が国務院の財政、衛生行政、安全生産監督管理等の部門とともに定める。

いかなる事業所または個人も、労災保険基金を投資運営、事務取扱施設の建設または改築、奨励金の支給またはその他の用途に流用してはならない。

第13条 労災保険基金は一定比率の準備金を保留し、同一管理地域の重大事故の労災保険給付に充てなければならない。準備金が支払いに足りない場合、同一管理地域の人民政府が立て替えて支払う。基金総額に占める準備金の具体的な比率と準備金の使用方法は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第3章 労災認定

第14条 従業員に次に掲げる状況がある場合は労災と認定しなければならない。

- (1) 勤務時間中および勤務場所で、業務上の事由により事故に遭い負傷した場合
- (2) 勤務時間の前後に勤務場所で、業務に関連する準備または片付けの性質をもつ業務に従事して、事故に遭い負傷した場合
- (3) 勤務時間中および勤務場所で、業務職責を履行することにより暴力等想定外の負傷を受けた場合
- (4) 職業病を患った場合
- (5) 業務外出期間に、業務上の事由で負傷または事故に遭い行方不明となった場合
- (6) 通勤途中で本人に主たる責任のない交通事故、都市軌道交通、旅客フェリー、列車事故に遭い負傷した場合
- (7) 法律・行政法規で労災と認定しなければならないと規定しているその他の場合

第15条 従業員に次に掲げる状況がある場合は労災とみなす。

- (1) 勤務期間中および勤務場所で、突発的疾患により死亡し、または48時間以内に応急救助をしたにもかかわらず死亡した場合
- (2) 災害救助等の国の利益、公共の利益を守る活動中に負傷した場合
- (3) 従業員が以前に軍隊での兵役中に戦闘、公務により負傷し身体的障害が残り、革命障害軍人証を取得しており、使用者に勤務後に古傷が再発した場合
従業員が前項第(1)号、第(2)号の状況に該当する場合、本条例の関係規定に従い労災保険待遇を受ける。従業員が前項第(3)号の状況に該当する場合、本条例の関係規定に従い一括性身体障害補助金以外の労災保険待遇を受ける。

第16条 従業員で、本条例の第14条、第15条の規定に適合するが、次に掲げる状況を有する場合は労災と認定し、または労災とみなしてならない。

- (1) 故意に罪を犯した場合
- (2) 泥酔または麻薬を吸引した場合
- (3) 自傷または自殺である場合

第17条 従業員に事故による負傷が発生し、または職業病防止法の規定に従い職業病と診断・鑑定された場合、所属事業所は事故負傷発生日または職業病と認定・鑑定された日から30日以内に、同一管理地域の社会保険行政部門に対して労災認定申請を提出しなければならない。特殊な事情があるときは、社会行政部門の同意を得て申請期限を適宜延長することができる。

使用者が前項の規定どおりに労災認定申請を提出しない場合、被災従業員またはその近親者、労働組合組織は事故負傷発生日または職業病と診断・鑑定された日から1年以内に、使用者所在地の同一管理地域の社会保険行政部門に対して直接労災認定申請を提出することができる。

本条項第1項の規定により省級社会保険行政部門が労災認定を行うべき事項は、属地原則により使用者所在地の区を置く市レベルの社会保険行政部門が処理する。使用者が本条第1項で定める期限内に労災認定申請を提出しない場合、その期間に発生する本条例の規定に該当する労災待遇等の関係費用は、当該使用者が負担

する。

第 18 条 労災認定を申請するにあたって、次の資料を提出しなければならない。

- (1) 労災認定申請表
- (2) 使用者との間に労働関係（事実上の労働関係も含む）が存在することの証明資料
- (3) 医療診断証明または職業病診断証明書（または職業病診断鑑定書）
労災認定申請表には、事故発生の時間、場所、原因および従業員の負傷の程度等の基本的状況が含まなければならない。
労災認定申請者が提出した資料に不備がある場合、社会保険行政部門は労災認定申請者に対し補正の必要がある資料を書面で全て告知しなければならない。
申請者が書面告知の要求に従い資料を補正した後、社会保険行政部門はこれを受理しなければならない。

第 19 条 社会保険行政部門は労災認定申請を受理した後、審査の必要に応じて事故負傷について調査・事実確認を行うことができ、使用者、従業員、労働組合組織、医療機関および関係部門はこれに協力しなければならない。職業病診断および診断に関する争議への鑑定は、職業病防止法の関係規定に従い行う。法により職業病診断証明書または職業病診断鑑定書を取得しているものについては、社会保険行政部門は調査・事実確認はしない。
従業員またはその近親者が労災と認め、使用者が労災と認めない場合、使用者が举证責任を負う。

第 20 条 社会保険行政部門は、労災認定申請を受理した日から 60 日以内に労災認定の決定を下し、労災認定を申請した従業員またはその近親者およびその従業員の所属事業所に書面で通知しなければならない。
社会保険行政部門は受理した事実が明確および権利義務が明確な労災認定申請について、15 日以内に労災認定の決定を認定しなければならない。
労災認定決定を行うのに司法機関あるいは行政主管部門の結論を根拠とする必要がある時は、司法機関あるいは行政主管部門が結論を出すまで労災認定決定を行う時限を中断する。
社会保険行政部門の職員は労災認定申請者と利害関係がある場合、回避しなければならない。

第 4 章 労働能力の鑑定

第 21 条 従業員に労災が発生し、治療を受けて負傷の程度が相対的に安定した後に身体障害が残り、労働能力に影響する場合は労働能力を鑑定しなければならない。

第 22 条 労働能力の鑑定とは、労働機能の障害程度と生活自立管理の障害程度の等級についての鑑定を指す。
労働機能障害は 10 段階の身体障害等級に分け、最も重いものを 1 級、最も軽いものを 10 級とする。
生活自立管理障害には、全く自力で生活できない、生活の大部分は自力でできない、

生活の一部が自力でできない、の3等級に分ける。

労働能力の鑑定基準は、国務院社会保険行政部門が国務院衛生行政部門等の部門とともに制定する。

第23条 労働能力の鑑定は、使用者、被災従業員またはその近親者が、区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会に申請を提出し、かつ労災認定決定と従業員労災医療の関係資料を提出する。

第24条 省・自治区・直轄市の労働能力鑑定委員会と区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会は、それぞれ省・自治区・直轄市と区を設置する市レベルの社会保険行政部門、衛生行政部門、労働組合組織、取扱事務機関の代表および使用者の代表により構成する。

労働能力鑑定委員会は医療衛生専門家人材バンクを設置する。同バンクの医療衛生専門技術者は次の条件を備えていなければならない。

- (1) 医療衛生の高級専門技術職務に従事する資格を有すること
- (2) 労働能力鑑定の関係知識に精通していること
- (3) 良好な職業道徳を持っていること

第25条 区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会は、労働能力の鑑定申請を受け取った後、委員会が設置した医療衛生専門家人材バンクの中から3名または5名の関係専門家を無作為に選び専門家チームを組織し、専門家チームが鑑定意見を示さなければならない。区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会は、専門家チームの鑑定意見に基づき、被災従業員の労働能力鑑定結論を出す。必要な場合は資格を持つ医療機関に關係する診断の協力を委託することができる。

区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会は、労働能力の鑑定申請を受け取った日から60日以内に労働能力鑑定結論を下すものとし、必要な場合は労働能力鑑定結論を下す期限を30日延長することができる。労働能力の鑑定結論は、鑑定を申請した事業所と個人にすみやかに送達しなければならない。

第26条 鑑定を申請した事業所または個人が、区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会が下した鑑定結論に不服がある場合は、当該鑑定結論を受け取った日から15日以内に、省・自治区・直轄市の労働能力鑑定委員会に対して再鑑定の申請を提出することができる。省・自治区・直轄市の労働能力鑑定委員会が下すこの労働能力鑑定結論を、最終的な結論とする。

第27条 労働能力鑑定業務は、客観的、公正でなければならない。労働能力鑑定委員会を構成する職員または鑑定に参加する専門家は当事者と利害関係がある場合、回避しなければならない。

第28条 労働能力鑑定結論が下された日から1年経過後に、被災従業員またはその近親者、所属事業所または取扱事務機関が、身体障害状況に変化が生じたと認めた場合、労働能力の再検査鑑定を申請することができる。

第 29 条 労働能力鑑定委員会が本条例で定める第 26 条および第 28 条の規定により再鑑定や再検査鑑定を行う期限は、第 25 条第 2 項の規定に従って執行する。

第 5 章 労災保険待遇

第 30 条 従業員が業務上の事由により事故に遭い負傷し、または職業病に患い治療を行うときは労災医療待遇を受ける。

従業員が労災を治療するときは、サービス協議書を締結している医療機関で治療しなければならないが、状況が緊急を要する場合はまず最寄りの医療機関で応急手当をすることができる。

労災治療に必要な費用が労災保険診療項目リスト、労災保険薬品リスト、労災保険入院サービス基準に適合する場合、労災保険基金から支払う。労災保険診療項目リスト、労災保険薬品リスト、労災保険入院サービス基準は、国務院労働保障行政部門が国務院衛生行政部門、食品薬品監督管理部門等の部門とともに定める。

従業員が入院して労災治療を受ける場合の入院食費補助費、または医療機関が証明を発行し、取扱事務機関に報告し承認を受け、被災労働者が同一管理地域以外で治療をするときに必要な交通費、食費、宿泊費は、労災保険基金から支払う。基金による支払いに関する具体的基準は同一管理地域の人民政府が定める。

被災従業員が労災により引き起こされたものでない疾病を治療する場合は労災医療待遇を受けられず、基礎医療保険弁法により処理する。

被災従業員が医療サービス協議書を締結している医療機関でリハビリの性質の治療を受ける費用は、規定に該当するものは労災保険基金から支払う。

第 31 条 社会保険行政部門が労災認定の決定後、行政再議または行政訴訟が発生したとき、行政再議または行政訴訟の期間中は被災従業員の労災治療に関する医療費用の支払いは停止しない。

第 32 条 被災従業員は、日常生活または就労の必要により、労働能力鑑定委員会の確認を受けて、義足、矯正器具、義眼、義歯の装着と車椅子等の補助器具の手配をことができ、必要な費用は国が定める基準により労災保険基金から支払う。

第 33 条 従業員が業務上の事由により事故に遭い負傷しまたは職業病に患い一時的に業務を停止して労災医療を受ける必要がある場合、業務停止・賃金支給期間中の賃金福利待遇は変わらず、所属事業所が月ごとに支払う。

業務停止・賃金支給期間は通常 12 ヶ月を超えないものとする。負傷の程度が重い場合または特殊な事情がある場合は、区を設置する市レベルの労働能力鑑定委員会の確認を経て、適宜延長することができるが、延長は 12 ヶ月を超えてはならない。被災従業員の障害等級が確定した後、原待遇支給を停止し、本章の関係規定に従い、身体障害待遇を受ける。被災従業員の業務停止・賃金支給期間が満了した後も治療が必要な場合は引き続き労災医療待遇を受ける。

自力で生活できない被災従業員が業務停止・賃金支給期間中に介護を必要とする場合は、所属事業所が責任を負う。

第 34 条 被災従業員の身体障害等級が確定され労働能力鑑定委員会により生活介護が必要と確認された場合、労災保険基金から月ごとに生活介護費を支払う。

生活介護費は、全く自力で生活できない、生活の大部分が自力でできない、または一部が自力でできないという 3 段階の等級に応じて支払い、その基準はそれぞれ同一管理地域の前年度の従業員月平均賃金の 50%、40%、または 30%とする。

第 35 条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り 1 級から 4 級までの身体障害と認定された場合は、労働関係を残し、事業所の職位を離れ、次の待遇を受ける。

- (1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて一括性身体障害補助金を支払い、その基準は、1 級身体障害は本人の賃金の 27 ヶ月分、2 級身体障害は本人の賃金の 25 ヶ月分、3 級身体障害は本人の賃金の 23 ヶ月分、4 級身体障害は本人の賃金の 21 ヶ月分とする。
- (2) 労災保険基金から月ごとに身体障害手当を支払い、その基準は次の通りである。1 級身体障害は本人の賃金の 90%、2 級身体障害は本人の賃金の 85%、3 級身体障害は本人の賃金の 80%、4 級身体障害は本人の賃金の 75%とする。身体障害手当の実質額が当該地域の最低賃金基準を下回る場合、労災保険基金が差額を補填する。
- (3) 被災従業員が定年退職年齢に達し定年退職手続をした後は、身体障害手当の支給を停止し、国の関係規定に従い基本養老保険料の給付を受ける。基本養老保険料が身体障害手当を下回る場合、労災保険基金が差額を補填する。
従業員が業務上の事由により身体障害が残り 1 級から 4 級の身体障害と鑑定されたときは、使用者と従業員個人は身体障害手当を基数として、基本医療保険料を納付する。

第 36 条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り 5 級、6 級の身体障害と鑑定された場合は次の待遇を受ける。

- (1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて一括性身体障害補助金を支払い、その基準は、5 級身体障害は本人の賃金の 18 ヶ月分、6 級身体障害は本人の賃金の 16 ヶ月分とする。
- (2) 使用者と労働関係を残し、使用者が適当な業務を手配する。業務の手配が難しい場合は使用者が月ごとに身体障害手当を支給し、その基準は、5 級身体障害は本人の賃金の 70%、6 級身体障害は本人の賃金の 60%とし、使用者は規定に従い本人のため納付すべき各種社会保険料を納付する。身体障害手当の実質額が当該地域の最低賃金基準を下回る場合、使用者が差額を補填する。被災従業員本人が申し出たとき、当該従業員は使用者との労働関係を解除または終了することができ、使用者は一括性労災医療補助金と一括性身体障害就労補助金を支払う。具体的な基準は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第 37 条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り 7 級から 10 級の身体障害と鑑定された場合は次の待遇を受ける。

- (1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて一括性身体障害補助金を支払い、その基準は、7 級身体障害は本人の賃金の 13 ヶ月分、8 級身体障害は本人の賃

金の 11 ヶ月分、9 級身体障害は本人の賃金の 9 ヶ月分、10 級身体障害は本人の賃金の 7 ヶ月分とする。

- (2) 労働あるいは招聘雇用契約が期間満了により終了したとき、または従業員本人が労働あるいは招聘雇用契約の解除を申し出た場合、労災保険基金が一括性労災医療補助金を支払い、使用者は一括性身体障害就労補助金を支払う。一括性労災医療補助金および一括性身体障害就労補助金の具体的な基準は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第 38 条 被災従業員の労災が再発し、治療が必要だと確認された場合、本条例第 30 条、第 32 条および第 33 条に定める労災待遇を受ける。

第 39 条 従業員が業務上の事由により死亡したときは、その近親者は次の規定に従い労災保険基金から葬儀補助金、扶養親族慰問金と一括性労災死亡補助金を受領する。

- (1) 葬儀補助金は、同一管理地域の前年度の従業員月平均賃金の 6 ヶ月分とする。
 (2) 扶養親族慰問金は、業務上の事由により死亡した従業員が生前に主な生活収入源を提供していた労働能力のない親族に対して、従業員本人の賃金の一定比率を支給する。その基準は、配偶者に対して毎月 40%、その他の親族に対して一人につき毎月 30%、身寄りのない老人または孤児に対しては一人につき毎月上記基準を基礎にして 10%加算とする。査定される各扶養親族の慰問金の合計は、業務上の事由により死亡した従業員の生前の賃金を上回らない。扶養親族の具体的な範囲は、國務院社会保険行政部門が定める。
 (3) 一括性労災死亡補助金の基準は、前年度の全国都市住民の平均可処分所得額の 20 倍とする。

身体障害従業員が業務停止・賃金支給期間中に労災によって死亡した場合、その近親者は本条第項で定める待遇を受ける。

1 級から 4 級の身体障害の従業員が業務停止・賃金支給期間満了後に死亡した場合、その近親者は本条項第 1 項第 (1) 号、第 (2) 号で定める待遇を受けることができる。

第 40 条 身体障害手当、扶養親族慰問金、生活介護費は同一管理地域の社会保険行政部門が従業員平均賃金と生活費の変化等の状況に基づいて適時に調整する。調整方法は省・自治区・直轄市人民政府が定めるものとする。

第 41 条 従業員の業務外出期間に事故が発生、または災害救助中に行方不明になった場合、事故発生の月から 3 ヶ月以内は通常どおり賃金を支給し、4 ヶ月目から賃金支給を停止し、労災保険基金がその扶養親族に対して月ごとに扶養親族慰問金を支払う。生活が苦しいときは、一括性労災死亡補助金の 50%を前払いすることができる。従業員が人民法院により死亡宣告を受けたときは、本条例第 39 条の従業員の業務上の事由による死亡の規定により処理する。

第 42 条 労災従業員に次の状況が該当する場合、労災保険給付を停止する。

- (1) 給付を受ける条件が喪失した場合
 (2) 労働能力鑑定を受けることを拒んだ場合

(3) 治療を拒んだ場合

第 43 条 使用者が分割、合併、譲渡された場合、その継承者がもとの使用者の労災保険責任を負わなければならない。もとの使用者が労災保険に加入している場合、継承者は当該地域の取扱事務機関で労災保険変更登記手続きをしなければならない。

使用者が経営請負を実施している場合、労災保険責任は従業員と労働関係のある事業所が負う。

従業員が出向期間中に労災事故に遭い負傷した場合、もとの使用者が労災保険責任を負うが、もとの使用者と出向先との間で補償方法を約定することができる。

企業が破産した場合、破産清算時に、事業所が支払うべき労災保険給付費用を法により割り当て・支払わなければならない。

第 44 条 従業員が国外に派遣されて勤務するとき、渡航先国または地域の法律により現地の労災保険に加入しなければならない場合は現地の労災保険に加入する。その時国内での労災保険関係は中断する。現地の労災保険に加入できない場合、国内の労災保険は中断しない。

第 45 条 従業員に再度労災が発生し、規定に基づき身体障害手当を受給すべき場合には、新たに認定された身体障害等級により身体障害手当給付を受ける。

第 6 章 監督管理

第 46 条 取扱事務機関は実際の労災保険事務に対し、次の職務を履行する。

- (1) 省・自治区・直轄市人民政府の規定に基づき、労災保険料を徴収すること
- (2) 使用者の賃金総額と従業員数を検査し、労災保険登記を処理し、使用者の保険料納付と従業員の労災保険受給状況の記録の保存に責任を負うこと
- (3) 労災保険の調査、統計を行うこと
- (4) 規定に従い労災保険基金の支出を管理すること
- (5) 規定に従い労災保険給付を査定すること
- (6) 被災従業員またはその近親者に無料相談サービスを提供すること

第 47 条 取扱事務機関は医療機関、補助器具配置機関との間で平等な協議を基礎としてサービス協議書を締結し、サービス協議書を締結した医療機関、補助器具配置機関の名簿を公表する。具体的な方法は、国务院社会保険行政部門が国务院衛生行政部門、民生部門等の部門とともにそれぞれ制定する。

第 48 条 取扱事務機関は協議と国の関係リスト、基準に従い被災従業員の医療費用、リハビリ費用、補助器具費用の使用状況について審査し、期日どおり費用を全額決済する。

第 49 条 取扱事務機関は、定期的に労災保険基金の収支状況を公表し、すみやかに社会保険行政部門に対して料率調整の建議を提出しなければならない。

第 50 条 社会保険行政部門、取扱事務機関は、定期的に被災従業員、医療機関、補助器具配置機関および社会各界から、労災保険業務の改善についての意見を聞き取らなければ

ばならない。

第 51 条 社会保険行政部門は、労災保険料の徴収・納付と労災保険基金の支払い状況について法により監督検査を行う。

財政部門と会計監査機関は、労災保険基金の収支、管理状況について法により監督する。

第 52 条 いかなる組織と個人も、労災保険に関する違法行為について、通報する権利を有する。社会保険行政部門は通報についてすみやかに調査し、規定に従い処理し、通報者の秘密を守らなければならない。

第 53 条 労働組合組織は法により被災従業員の適法な権益を維持保護し、使用者の労災保険業務について監督を実施する。

第 54 条 従業員と使用者の間に労災待遇に関して争議が生じたときは、労働紛争処理の関係規定により処理する。

第 55 条 次に掲げる状況に該当する場合、関係事業所と個人は法により行政再議を申し立てることができる。また法により人民法院に対し行政訴訟を提起することができる。

(1) 労災認定を申請した従業員またはその近親者、当該従業員の所属事業所が労災認定申請不受理の決定に対して不服がある場合

(2) 労災認定を申請する従業員またはその近親者、当該従業員の所属事業者が労災認定の結論に対して不服がある場合

(3) 取扱事務機関が決定した事業所の保険料納付料率を使用者が不服とする場合

(4) サービス協議書を締結した医療機関、補助器具配置機関が、関係する協議書または規定を取扱事務機関が履行していないと認める場合

(5) 被災従業員またはその近親者が、取扱事務機関が査定した労災保険給付に異議がある場合

第 7 章 法律責任

第 56 条 事業所または個人が本条例第 12 条の規定に違反し、労災保険基金を流用し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。犯罪構成に至っていない場合は、法により処分または規律処分を行う。流用された基金は社会保険行政部門が回収し、労災保険基金に入金する。没収した違法所得は法により国庫に上納する。

第 57 条 社会保険行政部門の職員に次の状況が該当する場合、法により処分を行う。事案が重大で、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する。

(1) 正当な理由無く労災認定申請を受理せず、または虚偽を弄して労災条件に該当しない者を被災従業員と認定した場合

(2) 労災認定申請の証拠資料を適切に保管せず、関係証拠を滅失させた場合

(3) 当事者から金銭または物品を收受した場合

第 58 条 取扱事務機関に次の行為のいずれを有する場合、社会保険行政部門が是正を命じ、

直接責任を負う主管者その他の責任者については法により規律処分とする。事案が重大で、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。当事者に経済的損失を生じさせた場合は取扱事務機関が法により賠償責任を負う。

- (1) 規定どおりに使用者の保険料納付と従業員の労災保険給付状況の記録を保存しない場合
- (2) 規定どおりに労災保険待遇の査定をしない場合
- (3) 当事者から金銭または物品を収受した場合

第 59 条 医療機関、補助器具配置機関がサービス協議書通りにサービスを提供しない場合、取扱事務機関はサービス協議書を解除することができる。

取扱事務機関が期日通りに費用を全額決済しない場合、社会保険行政部門が是正を命じ、医療機関、補助器具配置機関はサービス協議書を解除することができる。

第 60 条 使用者、被災従業員またはその近親者が労災保険給付を詐取し、または医療機関、補助器具配置機関が労災保険基金の支出を詐取した場合、社会保険行政部門が返還を命じ、詐取金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。事案が重大で、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第 61 条 労働能力の鑑定に従事している組織または個人に次の状況がある場合、社会保険行政部門が是正を命じ、2,000 元以上 1 万元以下の罰金を科す。事案が重大で、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追及する。

- (1) 虚偽の鑑定意見を提供した場合
- (2) 虚偽の診断証明を提供した場合
- (3) 当事者から金銭または物品を収受した場合

第 62 条 労災保険に加入すべき使用者が加入していない場合、本条例の規定により、社会保険行政部門が期限を設けて、加入と納付すべき労災保険料の納付を命じる。未納日を起算に 1 日あたり 1 万分の 5 の割合で滞納金を加算する。期限を過ぎても納付しない場合は未払金額以上 3 倍以下の罰金を科す。

労災保険に加入すべき使用者の従業員が加入せずに労災が発生した場合は、本条例の規定により当該使用者が本条例で定める労災保険給付項目および標準に従って費用を支払う。

使用者が労災保険に加入し、納付すべき労災保険料および滞納金を納付した後、労災保険基金および使用者が本条例の規定に従い新たに発生する費用を支払う。

第 63 条 使用者が本条例第 19 条の規定に違反し、社会保険行政部門による事故への調査・確認に対して協力を拒否した場合、社会保険行政部門は是正を命じ、2,000 元以上 2 万元以下の罰金を科す。

第8章 附 則

第64条 本条例でいう賃金総額とは、使用者がその事業所の全ての従業員に直接支払う労働報酬総額を指す。

本条例でいう本人の賃金とは、被災従業員が業務上の事由により事故に遭い負傷しまたは職業病を患う前12ヵ月の平均月保険料納付賃金を指す。本人の賃金が同一管理地域の従業員平均賃金の300%を上回る場合、同一管理地域の従業員の平均賃金の300%として計算する。本人の賃金が同一管理地域の従業員平均賃金の60%を下回る場合は、同一管理地域の従業員平均賃金の60%として計算する。

第65条 公務員と公務員法を参照して管理する事業所、社会団体の職員が、業務上の事由により事故に遭い負傷しまたは職業病を患った場合、その所属事業所が費用を支払う。具体的な方法は国務院社会保険行政部門が国務院財政部門とともに定める。

第66条 営業許可証がない、または法による登記、届出をしていない事業所、および法により営業許可証を取り消され、または登記、届出を抹消された事業所の従業員が事故に遭い負傷し、または職業病を患った場合、当該事業所が被災従業員または死亡従業員の近親者に対して一括性の賠償金を支払う。賠償基準は本条例で定める労災保険待遇を下回ってはならない。使用者は児童労働者（注：16歳未満を指す）を使用してはならず、使用者が児童労働者を使用して児童労働者に身体障害や死亡が生じたときは、当該事業所は児童労働者または児童労働者の近親者に対して一括性の賠償金を支払う。賠償基準は本条例で定める労災待遇を下回ってはならない。具体的な方法は国務院社会保険行政部門が定める。

前項で定める身体障害従業員または死亡従業員の近親者が、賠償金額について事業所と争議がある場合、および前項で定める児童労働者または児童労働者の近親者と事業所との間に賠償金額について争議がある場合は、労働紛争の処理に関する規定により処理する。

第67条 本条例は、2004年1月1日から施行する。本条例施行前に事故に遭い負傷しまたは職業病に患った従業員がまだ労災認定を完了していない場合は、本条例の規定に従って執行する。

参考資料 6: 企業従業員出産保険試行弁法

1994年12月14日 労働部

第1条 企業女性従業員の適法な權益を維持保護し、出産期間に必要な経済補償と医療保健を得られるよう保障し、企業間の出産保険料用負担の均衡を取るため、関連法律・法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は都市企業およびその従業員に適用される。

第3条 出産保険は属地原則に従う。出産保険料は社会的に同一管理を実行する。

第4条 出産保険は「支出を以って収入を定め、基本的に収支均衡」の原則に基づき資金を調達し、企業がその賃金総額の一定比率に基づき、社会保険取扱事務機関に出産保険料を納付し、出産保険基金を設立させる。出産保険料の引当比率は、現地人民政府が出産計画人数と出産手当、出産医療費等の項目費用に基づき決定し、かつ費用の支出状況に応じて適宜調整することができるが、最高で賃金総額の100分の1を超えてはならない。企業が納付した出産保険料は期間費用として処理し、企業管理費用に組み入れる。
従業員本人は出産保険料を納付しない。

第5条 女性従業員の出産は、法律・法規規定に基づき出産休暇を取得する。出産休暇期間の出産手当は当該企業の前年度の従業員月平均賃金に基づき計算し、出産保険基金から支払う。

第6条 女性従業員の出産検査費用、出産助産費用、手術費用、入金費用と薬品代は出産保険基金から支払う。規定を超えた医療サービス費用と薬品代（自費薬品代と栄養サプリメント薬品代を含む）は従業員個人が負担する。
女性従業員が出産して退院後に、出産により引き起こされた疾病の治療費は出産保険基金から支払う。その他の疾病医療費は、医療保険給付の規定に従い処理する。
女性従業員の出産休暇期間が満了した後、病気により休暇治療が必要な場合、関連の病気休暇待遇と医療保険待遇規定に従い処理する。

第7条 女性従業員が出産または流産した後、本人または所属企業が現地の計画出産部門が発行した計画出産証明、乳児の出生、死亡または流産証明を所持し、現地の社会保険取扱事務機関で手続を行い、出産手当を受け取り、出産医療費を精算する。

第8条 出産保険基金は労働部門に所属する社会保険取扱事務機関が徴収、支払と管理に責任を負う。
出産保険基金は社会保険取扱事務機関が銀行で開設した出産保険基金の専用口座に預け入れなければならない。銀行は同時期の都市・農村住民個人預金利率に基づき利息計算しなければならない。これにより得た利息は出産保険基金に入る。

- 第9条 社会保険取扱事務機関は出産保険基金の中から管理費を引き出し、当該機関の出産保険業務における必要な人件費、事務費およびその他の業務経費に用いることができる。管理費の基準は、各地の社会保険取扱事務機関の人員配置状況に基づき、労働部門が提出し、財政部門の審査を経て、現地人民政府の承認を得る。管理費を引き当てる比率は最高で出産保険基金の100分の2を越えてはならない。出産保険基金および管理費について税金および費用を徴収しない。
- 第10条 出産保険基金の調達と使用、財務予算・決算制度の実行は、社会保険取扱事務機関が年度報告を作成し、かつ同レベルの財政、会計検査の監督を受ける。
- 第11条 市（県）社会保険監督機関は定期的に出産保険基金の管理業務を監督する。
- 第12条 企業は必ず期限どおりに出産保険料を納付しなければならない。期限を過ぎて納付しない場合、1日あたり1,000分の2の滞納金を追加徴収する。滞納金は出産保険基金に組み入れる。滞納金は営業外支出に計上し、納税時に調整を行う。
- 第13条 企業が虚偽の情報を報告し、出産手当または出産医療費を騙し取った場合、社会保険取扱事務機関は虚偽の報告で騙し取られた金額を全て追及し回収しなければならない。かつ労働行政部門が処罰を科す。
企業が従業員出産手当金、出産医療費の支払いを欠きまたは支給を拒んだ場合、労働行政部門が企業に期限を設け支払いを命じる。従業員に損害を与えた場合は企業が賠償責任を負わなければならない。
- 第14条 労働行政部門または社会保険取扱事務機関の職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、私利にとらわれ不正を働き、汚職、出産保険基金を流用し犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は行政処分を科す。
- 第15条 省・自治区・直轄市人民政府労働行政部門は本弁法規定に従い、現地の実際の状況を考慮して実施弁法を制定することができる。
- 第16条 本弁法は、1995年1月1日から試行する。

参考資料 7:失業保険条例

中華人民共和国国務院令第 258 号

〈失業保険条例〉は1998年12月16日に国務院第11回常務会議で可決され、ここに公布し、公布日より施行する。

総理 朱鎔基
1999年1月22日

第1章 総則

第1条 失業者の失業期間の基本生活を保障し、かつ、その再就業を促進するため、この条例を制定する。

第2条 都市の企業・事業単位および都市の企業・事業単位の従業員は、この条例の規定により失業保険料を納付する。

都市の企業・事業単位の失業者は、この条例の規定に基づき、失業保険待遇を享受する。

この条例でいう「都市の企業」とは、国有企業、都市の集団企業、外商投資企業、都市の民営企業およびその他の都市の企業をいう。

第3条 国務院の労働保障行政部門は、全国の失業保険業務を主管する。県レベル以上の地方各級の人民政府の労働保障行政部門は、当該行政区域内の失業保険業務を主管する。労働保障行政部門が国務院の規定に基づき、設立する失業保険業務を取り扱う社会保険取扱事務機関は、この条例の規定によって、失業保険業務を具体的に取り扱う。

第4条 失業保険料については、国の関係規定に基づき徴収・納付する。

第2章 失業保険基金

第5条 失業保険基金は、次の各項に掲げるものから構成する。

- (1) 都市の企業・事業単位および都市の企業・事業単位の従業員が納付する失業保険料
- (2) 失業保険基金の利息
- (3) 財政補助金
- (4) 法により失業保険基金に組み入れるその他の資金

第6条 都市の企業・事業単位は、当該事業所の賃金総額の100分の2の比率により失業保険料を納める。都市の企業・事業単位の従業員は、本人の賃金の100分の1の比率により失業保険料を納める。都市の企業・事業単位が雇用する契約制農民労働者本

人は、失業保険料を納付しない。

第7条 失業保険基金は、直轄市および区を設置する市において同一管理を実施する。その他の地域の同一管理の構造については、省および自治区の人民政府が決定する。

第8条 省および自治区は、失業保険調整金を設立することができる。

失業保険調整金は、同一管理地域において法により徴収すべき失業保険料を基数とし、省又は自治区の人民政府が規定した比率に従い、徴収する。

同一管理地域の失業保険基金が使用に不足する場合は、失業保険調整金により調整し、地方財政から補助を与える。

失業保険調整金の徴収および調整使用、並びに地方財政からの補助に関する具体的な方法は、省又は自治区の人民政府が決定する。

第9条 省、自治区および直轄市の人民政府は、当該行政区域の失業者の人数および失業保険基金の金額に基づき、国務院に報告し承認を取得した後に、当該行政区域の失業保険料の料率を適宜調整することができる。

第10条 失業保険基金は、次に掲げる支出に使用する。

- (1) 失業保険金
- (2) 失業保険金受給期間中における医療補助金の受給
- (3) 失業保険金受給期間に死亡した失業者の葬儀補助金並びに当該人員の扶養する配偶者および直系親族への慰問金
- (4) 失業保険金受給期間に受ける職業研修および職業斡旋に関わる補助。補助の方法および基準は省、自治区又は直轄市の人民政府が決定する。
- (5) 国務院が規定、又は批准した、失業保険に関わるその他の費用

第11条 失業保険基金は、財政部門が国有商業銀行で開設する社会保障基金財政専用口座に預け入れ、収入と支出の別管理を実施しなければならない。財政部門は法により監督する。

銀行に預け入れ、および国の規定に従って国債を購入した失業保険基金については、それぞれ都市・農村住民の同期預金利率および国債利息に基づき金利を計算する。失業保険基金の金利は、失業保険基金に組み入れる。

失業保険基金は使途限定の専用資金として利用し、他の用途に流用、又は財政収支の均衡に利用してはいけない。

第12条 失業保険基金収支の予算および決算は、同一管理地域の社会保険取扱事務機関から編成され、同レベルの労働保障行政部門の再審査および同レベルの財政部門の確認を経たうえ、同レベルの人民政府からの審査承認を受ける。

第13条 失業保険基金に適用する財務制度および会計制度について、国の関係規定に基づき執行する。

第3章 失業保険待遇

第14条 次の各号に掲げる条件に適合する失業者は、失業保険金を受給することができる。

- (1) 規定に基づき失業保険に加入し、所属事業所および本人が既に規定により、満1年保険料納付義務を履行している。
- (2) 本人の意思によらない就業の中断。
- (3) 既に失業登記手続を履行し、かつ求職の要求を有する。
失業者は、失業保険金を受給する期間において、規定により同時にその他の失業保険待遇を享受することができる。

第15条 失業保険金受給期間において失業者に以下のいずれかの状況を有する場合、失業保険金の受給を停止し、かつ同時にその他の失業保険待遇の享受も停止する。

- (1) 再就職できた場合
- (2) 徴兵に応じて兵役に服する場合
- (3) 国外に移住する場合
- (4) 基本養老保険待遇を享受する場合
- (5) 刑事判決により収監執行され、又は労働教養に付される場合
- (6) 正当な理由がなく、当該地域の人民政府が指定する部門又は機関から斡旋する業務の受入れを拒んだ場合
- (7) 法律又は行政法規の規定したその他の状況を有する場合

第16条 都市の企業・事業単位は、速やかに失業者のため労働関係の終了又は解除の証明を発行し、当該人員に対して、規定により失業保険待遇を享受する権利を有することを告知し、かつ失業者の名簿を労働関係が終了、又は解除された日から7日以内に社会保険取扱事務機関に報告しなければならない。

都市の企業・事業単位の従業員は、失業した後に、当該事業所が当該人員のため発行した労働関係の終了又は解除の証明を所持し、直ちに指定された社会保険取扱事務機関に赴き、失業登記の手続を履行しなければならない。失業保険金は、失業登記手続を履行した日から起算する。

失業保険金は、社会保険取扱事務機関が月次支給する。社会保険取扱事務機関は、失業者に対して、失業保険金を受領するための書類を発給する。失業者は、当該書類をもって、指定された銀行に赴き、失業保険金を受領する。

第17条 失業者が失業する前に所属事業所および本人が規定により保険料を納付した累計期間が1年以上5年未満の場合は、失業保険金の最長受領期間は12ヵ月とする。保険料納付累計期間が5年以上10年未満の場合は、失業保険金の最長受領期間は、18ヵ月とする。保険料納付の累計期間が10年以上の場合は、失業保険金の最長受領期間は、24ヵ月とする。再就業の後に再度失業した場合は、保険料納付期間は、新たに計算するものとするが、前回の失業において受領すべきであったが受領していない失業保険金の期間と合算することができる。ただし、最長24ヵ月を超過してはならない。

- 第 18 条 失業保険金の基準は、当該地域の最低賃金基準を下回り、都市住民最低生活保障基準を上回る範囲内で、省、自治区および直轄市の人民政府が確定する。
- 第 19 条 失業者は、失業保険金の受領期間において罹病し、診療を受ける場合は、規定に基づき社会保険取扱事務機関に対して、医療補助金の給付を申請することができる。医療補助金の基準は、省、自治区および直轄市の人民政府が決定する。
- 第 20 条 失業者が失業保険金を受領する期間に死亡した場合は、当地の在職従業員に対する規定を参照し、その家族に対して葬儀補助金および慰問金を一括支給する。
- 第 21 条 事業所が募集採用する契約制農民労働者が 1 年以上連続勤務し、当該事業所が既に失業保険料を納付し、労働契約期間満了の際に契約を更新せず、又は労働契約を中途解約した場合は、社会保険取扱事務機関がその勤務期間の長さに応じて、当該労働者に対し一括で生活補助を付与する。補助の方法および基準は、省、自治区および直轄市の人民政府が決定する。
- 第 22 条 都市の企業・事業単位が同一管理地域を跨いで移転し、又は失業者が同一管理地区を越えて転職する場合は、失業保険関係は、これに付随して移転する。
- 第 23 条 失業者は、都市住民最低生活保障条件に符合する場合は、規定により都市住民最低生活保障待遇を享受する。

第 4 章 管理および監督

- 第 24 条 労働保障行政部門は、失業保険業務を管理し、次に掲げる職責を履行する。
- (1) 失業保険の法律および法規の実施を貫徹すること
 - (2) 社会保険取扱事務機関の業務を指導すること
 - (3) 失業保険料の徴収および失業保険待遇の支払いについて監督検査をすること
- 第 25 条 社会保険取扱事務機関は、失業保険業務を具体的に引き受け、次に掲げる職責を履行する。
- (1) 失業者の登記、調査および統計に責任を負うこと
 - (2) 規定に従い失業保険基金の管理に責任を負うこと
 - (3) 規定に従い失業保険待遇を査定し、失業者が指定された銀行において失業保険金その他補助金を受領するための書類を発行すること
 - (4) 失業者職業訓練および職業紹介補助費用を交付すること
 - (5) 失業者のための無料コンサルティングサービスを提供すること
 - (6) 国の規定により履行するその他の職責
- 第 26 条 財政部門と監査部門は法により失業保険基金の収支状況と管理状況を監督する。
- 第 27 条 社会保険取扱機関が必要とする経費は、予算に編入し、財政より割り当てる。

第5章 罰則

第28条 失業保険待遇の享受条件に合致せず、失業保険金およびその他の失業保険待遇を騙し取った場合は、社会保険取扱事務機関が返還を命ずる。状況が重大の場合は、労働保障行政部門が騙し取った金額相当額以上、3倍以下の罰金を科する。

第29条 社会保険取扱事務機関の事務員が規定に違反し、失業者に対し失業保険金を受領し、又はその他の失業保険待遇を享受するための書類を発行し、失業保険基金に損害をもたらした場合は、労働保障行政部門が返還を命ずる。状況が重大な場合は、法により行政処分に処する。

第30条 労働保障行政部門又は社会保険取扱事務機関の事務員が職権を濫用し、私利をはかり、又は職務を怠り失業保険基金に損害をもたらした場合は、労働保障行政部門が損害を蒙った失業保険基金を追及しなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は法により行政処分を与える。

第31条 事業者又は個人が失業保険基金を流用した場合は、流用された失業保険基金を回収させなければならない。違法所得のある場合は、違法所得を没収し、失業保険基金に組み入れる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対し法により行政処分を与える。

第6章 付則

第32条 省、自治区および直轄市の人民政府は、当該地区の実情に応じて、本条例が、当該行政区域内における社会团体およびその専属人員、民間の非営利組織およびその従業員、労働者を雇用する都市の個人事業者およびその労働者に対しても、適用することを決定することができる。

第33条 本条例は、公布日より施行する。1993年4月12日に国务院が公布した「国有企業従業員待業保険規定」は、同日付で廃止する。

参考資料 8: 中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法

中国国内にて就業する外国人が法により社会保険に加入し、社会保険待遇を享受する合法的な権利利益を維持保護し、かつ社会保険に係る管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』に基づき、『中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法』を制定した。人力資源・社会保障部第 67 次部務会の審議を通過し、かつ国務院に報告してその承認を得たので、ここに公布し、2011 年 10 月 15 日より施行する。

中華人民共和国人力資源・社会保障部令 第 16 号

『中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法』は、人力資源・社会保障部第 67 次部務会の審議を通過し、かつ国務院に報告してその承認を得たので、ここに公布し、2011 年 10 月 15 日より施行する。

部 長 尹蔚民
2011 年 9 月 6 日

中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法

第 1 条 中国国内にて就業する外国人が法により社会保険に加入し、社会保険待遇を享受する合法的な權益を維持し、かつ社会保険に係る管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』(以下「社会保険法」)に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 中国国内にて就業する外国人とは、法により「外国人就業証」、「外国専門家証」および「外国常駐記者証」等の就業証書並びに外国人居留証書を取得しているか、又は「外国人永久居留証」を保有する中国国内にて合法に就業する非中国国籍者をいう。

第 3 条 中国国内にて法により登録又は登記されている企業、事業者、社会团体、民間非営利組織、基金会、弁護士事務所および会計事務所等の組織(以下「使用者」という。)が法により採用する外国人は、法により従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労働災害保険、失業保険および出産保険に加入し、使用者および本人が規定に基づき社会保険料を納付しなければならない。

国外の雇用主と雇用契約を締結した後に、中国国内にて登録又は登記されている出先機関又は代表機関(以下「国内の就業先」)に派遣されて勤務する外国人は、法により従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労働災害保険、失業保険および出産保険に加入し、国内の就業先および本人が規定に従い社会保険料を納付しなければならない。

第 4 条 使用者は、外国人を採用する場合、就業証書の手続きをした日から 30 日以内に当該外国人のために社会保険登記の手続きをしなければならない。

国外の雇用主に派遣されて国内の就業先にて勤務する外国人については、国内の就業先が前項の規定に基づいて、当該外国人のために社会保険登記の手続きをしな

ればならない。

法により外国人就業証書の手続きをする機関は、外国人が中国での就業に関連する情報をすみやかに当地の社会保険取扱機関に取り次がなければならない。社会保険取扱機関は、関係機関に対して、定期的に外国人の就業証書に係る手続きの状況につき問い合わせなければならない。

第 5 条 社会保険に加入する外国人は、条件に合致する場合、法により社会保険待遇を享受する。

所定の養老金受給年齢に達する前に中国を離れる場合には、当該外国人の社会保険個人口座を保留するものとし、再度中国にて就業するときは、保険料納付年数を累計して計算する。本人が書面により社会保険関係の終了を申請した場合は、当該外国人の社会保険個人口座預入額を一括して本人に支払うことができる。

第 6 条 外国人が死亡した場合には、その社会保険個人口座残高は、法により相続することができる。

第 7 条 中国国外において月ごとに受給する社会保険待遇を享受する外国人は、毎年 1 回以上、その待遇の支払いに責任を負う社会保険取扱機関に対し、中国の外国駐在大使館あるいは領事館が発行する生存証明、又は居住国の関係機関が公証、認証し、かつ中国の外国駐在大使館又は領事館が認証した生存証明を提供しなければならない。外国人は、合法に入国した場合、社会保険取扱機関に赴いてその生存の状況を自ら証明することにより、前項に規定する生存証明を提供しないこともできる。

第 8 条 法により社会保険に加入する外国人と使用者又は国内の就業先との間で社会保険に係る紛争が発生した場合には、法により調停および仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。使用者又は国内の就業先が当該外国人の社会保険に係る権利利益を侵害する場合には、外国人は、社会保険行政部門又は社会保険料徴収機関に対して、法により処理するよう要求することもできる。

第 9 条 中国と社会保険に係る二国間又は多国間協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内にて就業する場合には、当該人員の社会保険加入の方法は、協定の規定に従って取り扱う。

第 10 条 社会保険取扱機関は、「外国人社会保障番号編成規則」に基づき、外国人のために社会保障番号を設け、かつ中華人民共和国社会保障カードを発給しなければならない。

第 11 条 社会保険行政部門は、社会保険法の規定に基づいて、外国人による社会保険の加入状況につき監督検査を行わなければならない。使用者又は国内の就業先が法により採用した外国人のために、社会保険登記を行わないか、又は法により当該外国人のために社会保険料を納付しない場合、社会保険法、『労働保障監察条例』等の法律、行政法規および関連規則の規定に基づいて処理する。

使用者が法により就業証書の手続きを行わないか、又は『外国人永久居留証』を保有する外国人を採用した場合、『外国人の中国における就業管理規定』により処理する。

第12条 本法は、2011年10月15日より施行する。

参考資料 9:中国国内で就業する外国人の社会保険加入業務遂行の関連問題に関する通知

人社庁発〔2011〕113号

各省、自治区、直轄市人力資源・社会保障庁（局）並びに新疆生産建設兵団労働保障局へ

「中華人民共和国社会保険法」および「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」（人社部令第16号、以下「暫定弁法」）の規定に基づき、中国国内で就業する外国人が社会保険に加入する業務遂行の関連事項について以下のとおり通知する。

1. 法に従って規定に適合する外国人を保険加入の対象範囲に組み入れる

各地は社会保険法および「暫定弁法」を厳格に実施し、2011年12月31日までに条件に適合する外国人を社会保険の対象範囲に組み入れ、使用者および外国人が現行の法律法規に従って社会保険に加入し、社会保険料を期日通りかつ満額納付するよう督促しなければならない。2011年10月15日より前に既に中国国内で就業し、かつ保険加入条件に適合する外国人はいずれも2011年10月15日から社会保険に加入し、保険料を納付するものとする。2011年10月15日より12月31日までの期間中、社会保険に加入し保険料納付手続きを行った場合は滞納金を免除する。2012年1月1日以降、社会保険に加入し保険料を納付した場合は2011年10月15日を起算日とし滞納金を徴収する。2011年10月15日以降、中国国内で就業する外国人は、中国国内における就業開始の月から社会保険に加入し保険料を納付する。使用者が外国人の保険料納付基数を申告する場合は、すべて人民元にて申告するものとする。各地は関連政策の規定に従って、社会保険料の徴収および個人の權益記録等の業務を適切に行わなければならない。

2. 外国人の社会保険登記の取り扱い手順を完備する

各地は使用者が雇用する外国人のために社会保険加入登記手続きをスムーズに行えるように、社会保険の登記手順を完備しなければならない。在中国代表機関、外国の常駐新聞機関、外国企業の常駐代表事務所等の組織が社会保険登記手続きを行う場合には、中国主管部門が発行した設立批准書および中国品質技術監督部門が発給した組織機関コード証等の証明文書の提出を求めなければならない。社会保険に初めて加入する外国人については、本人の有効なパスポート、「外国人就業証」あるいは「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の就業証書（中国の永住居留資格を取得している人員は本人の「外国人永久居留証」を提供しなければならない）、および労働契約あるいは派遣契約等の証明資料を提出し、使用者の保険加入所在地の社会保険機関で社会保険の登記手続きを行うよう使用者に要求しなければならない。審査確認後、社会保険機関は「外国人社会保障番号の編成規則」に基づき、本人に社会保障番号を付与し、社会保障カードを発行する。

中国と社会保険納付に関する二国間あるいは多国間協議（あるいは協定、以下「協議」）を締結している国の国籍を持つ就業者に対して、本人が法に従って中国国内に

おける就業証を取得してから3ヵ月以内に協議国が発行する保険加入証明を提出できた場合は、協議の規定に基づき、それに規定された保険種類について定められた期間内における保険料納付義務を免除する。法に従って中国国内における就業証を取得してから3ヵ月以内に協議国が発行する保険加入証明を提出できない場合、規定に従って社会保険料を徴収し、相応の滞納金も徴収する。協議で規定されていない保険種類および協議で規定された保険種類が定められた期間を超えた場合については、本人に対し規定どおり社会保険料の納付を要求する。

3. 外国人の社会保険加入に関する関連政策を明確にする

中国で就業する外国人が養老保険待遇を享受する年齢は、原則として現行の定年退職年齢政策に関する規定に従って執行される。

外国人が中国国内で発生した出産保険料用は、出産保険基金より支払われるものとし、具体的な方法は各省、自治区、直轄市が確定する。

4. 管理サービス業務を最適化し改善する

各地は外国人の社会保険加入に関する特徴と具体的状況に応じて、業務取扱規程および管理方法を調整し、最適化すると同時に、管理サービス方式を改善しなければならない。外国人の就業者が比較的集中している地域では、外国語版の政策規定、事務取扱ガイドブック等の資料を印刷・作成し、使用者および外国人に社会保険加入手続および待遇査定等の手続がスムーズに行えるよう便宜を図り、かつ、中国語・英語対照の社会保険権益記録を提供しなければならない。条件を備えた地区では、外国人が社会保険加入のための外国語のコンサルティングサービスを提供することができる。関連諸表（関連諸表の調整指標は附属資料参照）を統一調整し、早急に社会保険データベースを完備し、速やかに社会保険業務管理システムにおける外国人の保険加入業務の手続を実現する。基本情報データの収集とメンテナンスを強化し、保険加入者情報の正確性と安全性を保障する。社会保障カードの発行速度を速め、外国人の保険加入、保険料納付および情報の照会に便宜を与える。外国人の保険加入データを定期的に上級部門へ報告する体制を確立し、調査・照会および分析サービスをサポートする。

社会保険機関は当地の就業労働部門との業務連携を強化し、就業状況と社会保険との情報交換共有体制を確立することにより、情報ネットワークを通じ直ちに外国人の就業情報を取得し、外国人を雇用する使用者および外国人に社会保険加入の手続を督促できるよう基本情報を提供する。同時に、外国専門家局および公安、文化、民政等の部門との協力体制を確立し、部門間の情報共有体制を実現し、外国人の入国、出国および国内就業等の状況を速やかに把握する。

部レベルの外国人社会保険加入情報照会システムを確立し、各地にある社会保険機関は人力資源・社会保障業務専用ネットワークを通じて、外国人の「外国人就業証」、「外国専門家証」および他国によって提供される、当該国が中国で就業する人員のために発行した保険加入証明および外国人の中国における社会保険加入、社会保障番号等の情報を照会できるようにする。

外国人社会保険加入のデータを上級部門へ報告する方案、および情報照会の具体的な内容とシステム方案は別途制定する。

5. 業務調整および監督検査を強化する

各地は外国人の社会保険加入に関する業務調整制度を確立し、外国人の社会保険加入に関する業務進捗状況を規定の期限に従い上級部門へ報告しなければならない。当部は定期的に広報する。社会保険法を真の実施を確保するため、外国人を雇用する使用者の保険加入および保険料納付状況について監督検査することを強化し、日常的な検査体制を確立する。外国人就業者が比較的に集中する企業に対して、重点的に検査を行うものとし、保険加入を拒否する場合は法に従って処理する。

中国国内で就業する外国人の社会保険加入を適切に実施することは、中国の法律実施に関する権威性および厳粛性にかかわるものである。各レベルの人力資源・社会保障部門は政治および大局的角度から高度に重視し、適切に実施しなければならない。インターネットやメディアの世論を収集し、重視し、正確に世論の方向性を導き、テレビやインターネットのメディアを通じ様々な方法で、外国人の社会保険加入政策の要点の宣伝を強化する。政策が身近なものになるように保険加入・保険料納付、待遇査定等の取扱手順を公開し、条件を備えた地域で外国人が比較的多く就業している企業現場では政策説明会を行い、社会保険に加入すべき企業および外国人に素早く正確に関連政策の内容を理解させ、法に従って保険加入と保険料の納付義務を履行させるものとする。既に外国人の社会保険加入を実施し始めた地域では、社会保険法および「暫定弁法」の規定に従って、関連政策の調整を行い、政策と実際の取り扱い管理事務との一体化を確実にするものとする。実務にて発見された問題がある場合は、早急に人力資源・社会保障部へ報告しなければならない。

附属資料：

中国国内で就業する外国人の社会保険加入にかかわる社会保険関連諸表および調整指標

人力資源・社会保障部

2011年12月2日

附属資料：

中国国内で就業する外国人の社会保険加入にかかわる社会保険関連諸表および調整指標

1. 社会保険登記表

「使用者の類型」に基金会、弁護士事務所、会計士事務所、駐中国代表機関、外国常駐新聞機関、外国企業駐在員事務所を追加した。

2. 保険加入者の基本状況表

- (1) 「氏名」：外国人は有効なパスポートと一致する英文名を記入する。
- (2) 「国籍」を「国籍・地域」に調整：外国人の所在国あるいは地域の名称を記入する。
- (3) 「身分証明の類型」を追加：外国人は「パスポート」あるいは「外国人永久居留証」を記入する。
- (4) 「身分証明の番号」を追加：外国人は居留証番号あるいはパスポート番号を記入する。
- (5) 「公民身分の番号」を「社会保障番号」に調整：外国人は統一の番号編成規則に従って与えられた社会保障番号とする。

- (6) 「就業証明分類」を追加：外国人は「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の有効な就業証明を記入する。永久居留証を取得している外国人は本欄を空欄とする。
- (7) 「就業証明登記日」を追加：上記の就業証明に記載された登記日を記入する。社会保険加入者の基本状況表における民族、個人身分、雇用形態、就業開始日、保険料納付とみなす期間、実際に保険料を納付した期間、特殊作業に従事すること等の項目については、外国人は記入しない。

3. 基本養老保険の保険加入・保険料納付証憑

「戸籍地」には外国人の所在国あるいは地域の名称を記入する。

4. 基本養老保険関係の移転継続情報表

「戸籍地住所」には外国人の所在国あるいは地域の名称を記入する。

5. 保険加入者の社会保険関係終了申請表

主要内容：

- (1) 保険加入者基本状況：個人編成番号、氏名、性別、社会保障番号、国籍あるいは地域、企業編成番号、企業名称、関係終了年月。
- (2) 申請人への注意事項：主として政策根拠、個人に関わる関連権益を告知する。
- (3) 個人申請：自由意思で養老保険個人口座の預入額を受領すること、医療保険個人口座の清算、社会保険関係の終了などを申請するのが主内容である。
- (4) 社会保険機関の審査意見：取り扱い条件に適合するか否かを明確にする（公印捺印）。
- (5) 説明：取り扱いに提出する必要がある資料、個人口座明細のプリントアウト等の状況。

以上